

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

01 中海水質浄化対策推進

施策

1 事業の目的

中海に係る各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進し、中海の水質保全を図る。

2 事業の内容

鳥取県及び島根県では、中海の水質保全のため、平成元年度以降、下水道の整備等の各種水質保全施策をとりまとめた「中海に係る湖沼水質保全計画」を策定し、関係機関、関係市町、事業者及び住民等の理解と協力を得て、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進しているが、未だ湖沼環境基準の達成には至っていない。

そのため平成26年度に第6期計画(平成26～30年度)を策定して引き続き水質保全施策の推進を図るとともに中海会議等で検討される水質改善方策についても取り組む。

3 事業の現状及び課題

- (1) 第6期計画の推進
- (2) 中海会議(鳥取・島根両県及び中海周辺4市及び国土交通省)における一層の水質改善のための方策の検討
- (3) 中海水質汚濁防止対策協議会(鳥取・島根両県及び中海周辺4市)の運営
- (4) 住民参加型の水質調査等の実施
- (5) 海藻刈りによる栄養塩循環システム構築事業の支援(島根県との連携事業)
- (6) 環境にやさしい農業推進に関する普及・啓発の取組
- (7) 米子湾水質浄化対策技術の実証試験
- (8) モニタリング体制の充実とデータの分析・評価

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20225>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

02 リモートセンシングを利用した湖沼観測システムの開発

施策

1 事業の目的

県内湖沼における広域的な汚濁状況を把握できるモニタリングシステムを開発し、汚濁源の特定や各種対策に応用する。

2 事業の内容

UAV(無人航空機)の画像等を使用した比較的広範囲な観測を簡易に高頻度で行うことが可能な観測システムを開発する。具体的には下記に示す内容を対象とする。

1. 中海の海藻(藻場)の観測。
2. 県内湖沼のクロロフィルa濃度(アオコ・赤潮の分布状況)の観測。
3. 県内湖沼での水生植物の植生分布調査。
4. 濁水流入状況の観測。

3 事業の現状及び課題

UAVを用いたアオコ・赤潮発生時の分布状況の把握に関しては、一定の知見を得ることができている。

中海では鳥取・島根両県で海藻狩り事業が行われているが、効果的な事業の推進には正確な海藻の分布域を把握することが重要である。現状ではその分布域は明らかにされていないため、広域的な分布域の把握が求められている。今後は、中海の藻場観測に重点を置いて観測技術の習得を目指す予定である。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

03 湖山池水質浄化対策推進

施策

1 事業の目的

湖山池に係る各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進し、湖山池の水質保全を図る。

2 事業の内容

湖山池の水質保全のため、平成3年度以降、下水道の整備等の各種水質保全施策をとりまとめた「湖山池水質管理計画」を策定し、鳥取市、事業者及び住民等の理解と協力を得て、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進している。

平成22年度には、鳥取県と鳥取市で「湖山池会議」を設置して、湖山池の将来の望ましい姿(将来ビジョン)の検討を重ね、平成24年1月に「湖山池将来ビジョン」を策定した。この将来ビジョンに基づいて、汽水湖化の取り組みを平成23年3月にスタートさせたが、ヒシやアオコの発生を抑制できた反面、淡水動植物の減少等の新たな課題も発生してきた。

これらの課題解決や一層の水質改善には、行政のみだけでなく、地域住民の理解と参加が不可欠となることから、これら取組を総合的に進める計画として平成25年5月に将来ビジョン推進計画(第3期水質管理計画)を定め、これに基づき施策を推進している。

3 事業の現状及び課題

- ・鳥取県、鳥取市の協働設置の「湖山池会議」による各種湖山池浄化への取組の推進。
- ・将来ビジョン推進計画(=第3期水質管理計画)に基づく各種施策の取組促進。
- ・平成24年、25年度は将来ビジョンに定めた塩分管理を超過した状況であったが、平成26年度は、水質モニタリングに基づいた水門管理等の実施により、2,000~5,000ミリグラム/リットルの塩分濃度(=塩化物イオン濃度として)での管理が可能となった。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水質担当 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20225>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

04 湖山池汽水化対策事業

施策

1 事業の目的

平成24年1月に鳥取県及び鳥取市で策定した「湖山池将来ビジョン」に基づき同年3月12日より湖山水門(舟通し)を開放し、汽水湖としての再生を目指しているところ。

＜湖山池将来ビジョン＞

(基本理念)

・『恵み豊かで、親しみのもてる湖山池』を目指して

(目指す姿)

・良好な水質、豊かな生態系、暮らしに息づく池(利活用の推進)

(目標塩分濃度)

・東郷池程度(2,000～5,000ミリグラム/リットル)

2 事業の内容

○湖山水門操作費

水門操作の工夫や大型土のうの設置により塩分濃度の上昇抑制を図ってきたところであるが、溶存酸素量(DO)を確保しながら2,000～5,000ミリグラム/リットルで管理するには、きめ細かな水門操作を行う必要がある。

○砂丘畑用水対策

・湖東大浜土地改良区砂丘畑は高塩分化により直接湖山池から取水できないことから、別途農業用水を確保する必要がある。

○湖山川調査委託

・湖山川下流部の底質調査と、夏場の逆流時における水質調査と貧酸素化の原因を調査する。

3 事業の現状及び課題

湖内の貧酸素化を懸念して舟通しの開放を継続したことにより、また、昨冬の少雪、今春以降の少雨、近年の潮位の上昇等の影響もあり、水門操作を工夫しているものの、塩分濃度が8000ミリグラム/リットルまで上昇した。また、遡上するフナや湖山池周辺を回遊する魚等が貧酸素により大量斃死するなど、最近の高塩分化や貧酸素への対応が求められている。

平成26年度は、きめ細やかな水門操作と切欠通水と、例年並みの降雨等の影響もあり、塩分濃度を低く抑えることが出来た。今後施設の長寿命化に併せ、水門改築を行っていく。

「湖山池将来ビジョン」に掲げる基本理念や目指す姿など汽水域としての再生を目指し、湖山池会議を核として県及び市の関係機関で構成する各「対策チーム」により、各事業の実施及び種々の課題や懸案に取り組む。

連絡先

県土整備部河川課企画担当 広坂 電話:0857-26-7374

参考URL

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

05 湖山池漁場環境回復試験

施策

1 事業の目的

湖山川の水門開放が湖山池内の魚類と漁場環境へ与える影響を把握するとともに、水産振興策としてヤマトシジミ増殖策を検討する。
また、漁場環境の改善と造成を目的とした、安価な手法による覆砂の効果を検証する。

2 事業の内容

- (1) 水門開放影響調査
○資源変動調査…小型定置網などにより魚類相、分布量の変動を把握する。
- (2) ヤマトシジミ増殖試験
シジミ漁を安定的に継続するため、シジミの資源量把握、最適な漁獲量等の検討を行う。
- (3) 簡易覆砂試験
安価な手法により行った覆砂の漁場改善効果を把握する。

3 事業の現状及び課題

(1) 水門開放影響調査

<現状>

塩分導入後(平成24年～)、魚介類の種類数はマハゼなどの海産種が増加し、ヤリタナゴなどの淡水産種が減少傾向。

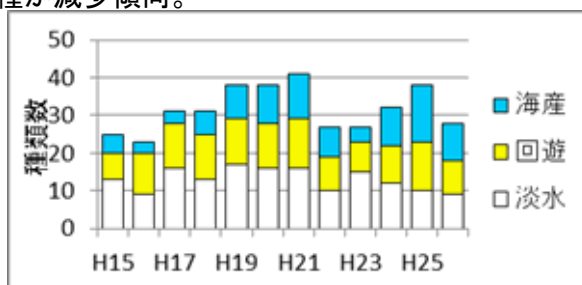


図 小型定置網に入網した魚介類の種類数

主な漁獲対象種であるシラウオ・ワカサギ・テナガエビの資源量は塩分導入以前から低水準が続いている。

平成26年は湖内の塩分濃度を調節することで水質・底質が改善された。

<課題>

水門開放が湖内の魚介類へ与える影響については、調査を継続し、湖内環境が安定したから評価する必要がある。

(2) ヤマトシジミ増殖試験

<現状>

本試験によりシジミ資源が創出され、平成26年6月からシジミの試験操業が開始された。



図 湖山池産シジミ

<課題>

ヤマトシジミ漁を継続するにあたり、乱獲を防ぎ安定して漁獲できる量を試算する必要がある。

(3)簡易覆砂試験

<現状>

覆砂により底質環境の改善が図られた。

<課題>

覆砂の効果持続期間を明らかにする必要がある。

連絡先

栽培漁業センター養殖・漁場環境室 電話0858-34-3321

参考URL

鳥取県栽培漁業センターのwebサイトより
「栽培漁業センター」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=154053>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

06 湖山池の環境変化に伴う生物多様性・生態系評価及び自然再生方法の検討

施策

1 事業の目的

再汽水化に取り組んでいる湖山池では、湖内の塩分上昇に伴って、生物多様性や生態系に変化が生じ始めている。この変化を監視するとともに、これらの変遷過程を捉えて評価する。併せて、かつて生息していた淡水動植物(水生植物、カラスガイ)の保全に向けた自然再生方法の検討を行う。
これらを通して、今後の湖沼管理に関する施策の一助とする。

2 事業の内容

現地モニタリング、調査等から、湖山池の生物多様性・生態系評価手法を検討し、再汽水化による湖山池の生物多様性や生態系の変遷を評価する。併せて、湖山池流域内における淡水動植物(カラスガイ等)の保全に取り組む。

3 事業の現状及び課題

従来から湖水が灌漑用水として農業利用され、湖山川の水門管理によって淡水に近い低塩分濃度で維持されてきた。その一方で、アオコ発生等に加え、近年ではカビ臭問題やヒシ問題、漁業不振等の問題が顕著化していた。このため、住民意見や湖山池会議等での議論を踏まえ、平成24年3月から水門開放して、アオコやヒシ等の発生を抑制するとともに、水の交換を高めて汽水湖として再生することとなった。湖内の塩分上昇に伴い、水質や生態系が大きく変化することが予想され、実際の状況や事象を監視および評価し、適切に対応していく必要がある。
また、湖沼の自然再生に向けて、在来の水生動植物を活用することは重要な手法となるが、必要な知見や情報が不足している。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

07 東郷池水質浄化対策推進

施策

1 事業の目的

東郷池に係る各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進し、東郷池の水質保全を図る。

2 事業の内容

東郷池の水質保全を図るため、従来から下水道、農業集落排水施設の整備などの種々の対策を講じ、東郷池への汚濁負荷削減を図ってきた。

平成18年度に、湖内直接浄化対策や農地からの流入汚濁抑制対策等の各種水質保全施策をとりまとめた「東郷池水質管理計画」を策定し、湯梨浜町、事業者及び住民等の理解と協力を得て、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進している。

しかしながら、水質環境基準の達成には至っておらず、水質管理計画に基づき、引き続き各種水質保全施策を推進する必要がある。これらの取り組みを推し進めるために平成23年度には、「東郷池の環境改善に向けたアクションプログラム」を見直し策定した。また、より多くの方に東郷池に親しみをもってもらい、理解を深めていただくため、「愛らぶ東郷池」イベントを湯梨浜町と連携して実施している。

3 事業の現状及び課題

- ・第1期「東郷池水質管理計画」(平成18～27年度)の推進
- ・「東郷池の環境改善に向けたアクションプログラム(第2期)」(平成23年度策定)の普及・啓発
- ・環境にやさしい農業推進に関する普及・啓発の取組

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水質担当 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=2022>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

08 東郷池ヤマトシジミ資源回復試験

施策

1 事業の目的

1. 東郷池におけるヤマトシジミ増殖のための橋津川水門操作マニュアルの高度化と実証
2. 資源状況や市場ニーズに応じた漁獲量増産の実践
3. 東郷池産ヤマトシジミの更なる付加価値向上を目的とした試験を行う。

2 事業の内容

研究項目	年度	内 容	担当
ヤマトシジミ増殖のための橋津川水門操作マニュアルの高度化と実証	平成26～28	・池内の流動把握 ・流入量、流出量把握 ・水門操作 ・池内3定点で水質連続観測 ・池内流動モデル作成、改良 ・水門操作マニュアル改訂	栽培セ 東郷湖漁協 栽培セ・漁協 栽培セ・鳥大 工学部（委 託；共同研 究） 栽培セ
資源状況に応じた最大有効漁獲量の指標づくり	平成26～28	・単位時間あたり漁獲量、漁獲実態、出荷実態の把握 ・資源動向、身入り状況の把握 ・指標の作成	栽培セ・漁協 栽培セ
東郷池産ヤマトシジミの食の魅力発掘	平成28	・機能性成分、旨味成分分析による旬の把握	栽培セ

3 事業の現状及び課題

- 東郷池では、平成13年以降に激減したヤマトシジミ資源を復活させるため、県栽培漁業センターが平成15年度まで行った試験結果に基づき、平成16年度に「シジミ増殖のための水門操作マニュアル」を提示。その後、シジミ資源は急激に回復(約2億円/年)。
- 東郷湖漁協では、マニュアルに基づく水門操作を続けてきたが、近年、高潮位による操作不能や夏期の貧酸素等の頻発によりシジミの大

量斃死が頻発。再び不漁に陥った。

- 東郷池のヤマトシジミ資源の回復と安定生産のためには、近年の気候変動に応じた水門操作マニュアル(平成16年提示)の見直しが必要。
- 東郷池シジミ資源には、地域資源として大きなポテンシャル(他産地がない大粒・高品質・漁獲量のさらなる増大など)があり、資源回復により、地域ブランドの創出や地域の活性化の素材として有効。
- 平成26年度から、稚貝を大量発生させ、かつ漁場で貧酸素を発生させない水門操作手法について調査を開始した。

連絡先

鳥取県栽培漁業センター養殖・漁場環境室 電話:0858-34-3321

参考URL

鳥取県栽培漁業センターのwebサイトより
「栽培漁業センター」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=154053>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

09 東郷池の環境改善に向けた水生植物の再生に関する研究

施策

1 事業の目的

東郷池で再生が強く望まれている水生植物(セキショウモ)の再生手法及び保全技術を確立し、本湖の環境保全及び自然再生に係る施策に資する。

2 事業の内容

シードバンクから再生したセキショウモを用いて、周辺ビオトープや湖内沿岸域への定着実験を行う。また、本種の生育を阻害している要因を抽出し、湖内での再生及び保全技術を確立する。

3 事業の現状及び課題

湯梨浜町の「東郷湖活性化プロジェクト」ではセキショウモの再生が課題に挙げられている。また、県の「東郷池の環境改善に向けたアクションプログラム」では、水生植物の再生に関する調査研究が求められており、水生植物の再生は東郷池の重要な課題のひとつとなっている。これまで、当所では国立環境研究所との共同研究としてシードバンクを活用した水生植物の再生手法を検討し、シードバンクからセキショウモの再生に成功している。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

10 ラムサール条約推進事業

施策

1 事業の目的

我が国最大の汽水域である中海・宍道湖は、淡水化事業の中止後、ラムサール条約湿地に登録(平成17年11月8日)された。平成22年にラムサール条約湿地登録5周年を迎え、両県知事が中海を両県共有の貴重な財産として、次代に引き継ぐ協定を締結した。

本事業は、関係自治体・NPO・地域住民等が参加し、条約の趣旨である「環境保全」や「賢明な利用(ワイズユース)」の「しくみづくり」について、交流・学習・普及啓発に取り組むことにより、意識のさらなる高揚を図り、豊かな恵みを次世代へ引き継ぐことを目的とする。

2 事業の内容

(1)ラムサール条約登録10周年記念事業

○平成27年度は、登録から10年となるため、これまでの取組の振り返りと、これからのステップアップを目指して普及啓発に取り組む。(記念シンポジウム、記念フェア、子どもラムサール交流会)

(2)中海・宍道湖一斉清掃(6月の第2日曜日に開催)

○平成18年度から、両県関係自治体が連携実施

○平成27年度は松江市をメイン会場に、両県合同の開始式を行う

(平成18年度:松江市、平成19年度:米子市、平成20年度:安来市、平成21年度:境港市、平成22年度:東出雲町、平成23年度:松江市、平成24年度:米子市、平成25年度:安来市、平成26年度:境港市)

3 事業の現状及び課題

(1)ラムサール条約湿地への登録

鳥取県と島根県にまたがる中海は、平成17年11月に国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録され、その趣旨である「自然環境の保全」と「賢明な利用(ワイズユース)」を推進していくことが、求められている。

※2015年1月現在、締約国168ヶ国、登録湿地数2,186ヶ所、日本国内は46箇所。

◎中海の賢明な利用とは

「中海」の生態系がもつ特徴をこわさない方法で、「中海」の与えてくれる恵みを将来の世代に引き継ぐよう持続的に活用してことであり、漁業資源の利用、スポーツ利用、観光利用、周辺農地の利用、環境教育の場としての利用等を含む。

(2)中海における現状や課題

○中海は、堤防開削、自然再生、漁業、治水など、様々な分野で問題を抱えており、水質改善だけでなく、全体的な問題を認識しつつ、それぞれの問題に対して地域住民や関係機関との協働により対処することが必要。

○平成22年4月22日、中海会議が設置され、2省2県4市町(国(国土交通省、農林水産省)、県(島根県、鳥取県)、市町(米子市、境港市、松江市、安来市、東出雲町)が構成員となり、(1)堤防、護岸整備、(2)水質及び流動、(3)農地の排水不良、(4)利活用 等を協議していくこととなった。

○平成26年度末に策定した第6期湖沼水質保全計画(平成26～30年度)においては、水質環境基準の達成を目標としつつ、長期ビジョン(望ましい湖沼の将来像)として「みんなで守り、はぐくむ、豊かな中海」の実現を目指し、科学的知見や地域特性を十分に考慮して、河川管理者(国)や周辺市等とも連携を図りつつ、各種対策に取り組んでいく。また、従来からの水質目標に加え、中海の特性、特徴を踏まえて、親しみやすく快適と感じられる水環境を目指した指標についても評価する。

○中海会議の設置により、これまでのNPO団体などを中心とした粘り強い取り組みの継続やアマモ造成等事業への新たな支援により、中海において行動を起こす気運は、高まりつつある。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7870

参考URL

鳥取県生活環境部のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45826>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

01 鳥獣被害総合対策事業

施策

1 事業の目的

野生鳥獣による農林産物等への被害を軽減させるため、

- (1) 鳥獣被害に強い集落づくりの推進
 - (2) 侵入を防ぐ対策
 - (3) 個体数を減らす対策
 - (4) 周辺環境を改善する対策
- を総合的に支援する。

2 事業の内容

- (1) 鳥獣被害に強い集落づくりの推進
鳥獣被害に強い集落づくりに係る経費の支援
- (2) 侵入を防ぐ対策
侵入防止柵などの設置を支援
- (3) 個体数を減らす対策
捕獲奨励金の交付、捕獲班員の育成等を支援
- (4) 周辺環境を改善する対策
農地と山林の間に野生鳥獣が接近しにくい明るい環境(緩衝帯)の設置、放任果樹のもぎ取り等を支援

3 事業の現状及び課題

- (1) イノシシ・ヌートリア・カラス等の野生鳥獣による農林産物等の平成26年度(12月末時点)被害額は、62百万円で前年より増加の傾向。
ア イノシシ被害は、県全体で増加傾向にある。
イ シカ被害は、特に県東部地区で被害が発生している。
- (2) ヌートリア・アライグマ(外来生物)については、生態系等への影響があり、根絶を目指した対策が必要とされている。

連絡先

農林水産部 鳥獣対策センター 電話0858-72-3820、3821

参考URL

鳥取県 鳥獣対策センターのwebサイトより
「農作物の鳥獣被害対策に関すること」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/211038.htm>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

02 特定鳥獣保護管理事業

施策

1 事業の目的

個体数が増加して農林業被害や生態系被害が増加しているイノシシ・ニホンジカ・カワウや個体数が減少して絶滅のおそれが危惧されるツキノワグマについて、生息実態に応じた捕獲頭数の目標設定、農林業・生態系被害の早急な軽減と生息域拡大の抑制及び個体群の安定的維持といった計画的な保護管理を行うことを目的とする。

2 事業の内容

「鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画の策定・検討、計画実行並びに科学的調査に基づく検証を行うとともに、計画実行の担い手確保のため、若手狩猟者への支援を行う。

また、鳥獣保護法の改正により、個体数管理のための計画づくりが明確に位置づけられたことに伴い、特に県東部地域において被害が深刻なニホンジカについて、捕獲計画を策定するとともに、効果的なシカ捕獲を新たに実施する。

- (1) 保護管理計画検証のための検討会の開催
- (2) クマ、イノシシ等特定鳥獣生息状況調査
- (3) カワウ生息実態調査
- (4) 若手猟師参入促進補助金【新規】
- (5) ニホンジカの捕獲実施計画の策定、計画に基づくシカ捕獲の実施【新規】
- (6) ツキノワグマ対策
 - ・ツキノワグマ追跡調査員の配置
 - ・学習放獣の実施
 - ・遭遇回避対策(クマ対策学習会開催、追い払い体制整備等)

3 事業の現状及び課題

全国的な鳥獣被害の深刻化を踏まえ、国では平成26年度に鳥獣保護法を改正し、適切な個体数管理を図ることを目的に、積極的な捕獲対策を行うよう方針転換がなされた。それに基づき、本県においても、県東部地域において被害が深刻なニホンジカについて、重点的な捕獲対策を行うことが求められている。

- (1) イノシシ・ニホンジカ
 - イノシシによる農林作物被害を減少させるためには、物理的な被害防止対策を行うとともにイノシシを捕獲し、個体数を減少させることが必要。
 - ニホンジカについても個体数が増加し、特に県東部地域、中でも国定公園氷ノ

山内では希少植物などに食害が発生し、生態系被害が深刻化してきている。
○しかし、野生鳥獣を捕獲することができる狩猟者数は昭和55年時点の約4割に減少し、60歳以上が67%と高齢化が著しく捕獲の担い手が不足。

(2) ツキノワグマ

○県東部中心に生息する中国地域のツキノワグマの生息数は、氷ノ山山系を中心に200頭前後と推定され、「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されており、絶滅が危惧されたことから、鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画を策定しツキノワグマの保護を図ってきた。

○その結果、個体数は増加傾向、分布は拡大傾向を示すなど、個体群の回復が見られるが、クマに対する心理的な恐怖感と農作物への被害などから駆除要望が強い。絶滅が危惧されていることから個体数の増減を的確に把握し、慎重に保護管理する必要がある。

(3) カワウ

○近年、内水面漁業関係者から被害対策の要望が寄せられ、環境への影響も懸念される中、県内で新たな繁殖地も確認されている。対策を行う上で基礎情報となる県内での生息実態を把握していくことが必要となっている。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより
「野生動植物」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95703>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

03 鳥獣保護及び適正狩猟推進事業

施策

1 事業の目的

人と野生鳥獣の棲み分けによる共存を目指し、鳥獣保護法に基づき野生鳥獣の保護を図るとともに、適正な狩猟を推進する。

2 事業の内容

- (1) 狩猟免許試験及び狩猟免許更新講習会の実施
- (2) 狩猟者登録事務の実施
- (3) 狩猟取り締まりの実施、違反行為への対応
- (4) 鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等の指定、設置した標識の管理

3 事業の現状及び課題

野生鳥獣と人間社会との軋轢や希少野生動物保護の問題を背景に、種の保護管理の一端を担う捕獲者の養成を図る観点からも、狩猟制度の適切な管理・運営を行う必要性は高く、高齢化などに伴う狩猟者確保も含め、継続して対策を行っていく必要がある。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより
「野生動植物」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95703>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

04 鳥獣捕獲者確保環境整備事業

施策

1 事業の目的

中山間地域における有害鳥獣の被害は深刻であるが、現場の対策を担う狩猟者は高齢化等により減少しており、特にイノシシ・ニホンジカの捕獲に有効な銃猟者の確保が喫緊の課題となっている。このため、資格取得の支援や銃猟者の射撃練習・技能講習等に係る負担を軽減するための環境整備を行うことで、地域における野生鳥獣の適切な保護管理を進め、人と自然が共生する地域を目指す。

2 事業の内容

- (1) 有害鳥獣捕獲等を担う狩猟免許者の育成、確保、狩猟者の養成（県猟友会に委託して実施）
 - ・ 狩猟免許・猟銃所持許可取得のための事前講習会
 - ・ 大口径ライフル技能講習受験のための事前講習会
 - ・ 捕獲技能向上のための講習会
 - ・ 獣肉処理・加工衛生講習会 など
- (2) 銃猟者の技術向上や経費負担の軽減を図ための支援
 - ・ 射撃練習奨励補助金（県3分の1、市町村3分の1）
 - ・ 散弾銃技能講習受講経費支援（県2分の1、市町村2分の1）
 - ・ ガバメントハンター養成経費支援（県3分の1、市町村3分の1）
 - ・ 大口径ライフル技能講習のための県外射撃場への旅費支援
- (3) 大口径ライフル射撃場整備に係る関係機関との連絡調整会議の開催

3 事業の現状及び課題

- クマ、イノシシ及びニホンジカ等の野生鳥獣による人身・農林被害は拡大しており、銃猟者の確保は喫緊の課題である。
 - ・ 中山間地域の過疎化・高齢化により耕作放棄地や手入れがなされない森林が増加し、地域の人々の生活や生産活動によって育まれてきた自然環境や里山環境が失われつつある。
 - ・ 狩猟者が減少・高齢化し、野生鳥獣への捕獲圧が低下した結果、野生鳥獣の個体数が増加。
- 猟銃を所持するための環境が悪化し、銃猟者の減少に拍車の掛かることが懸念されている中、資格取得から技能向上や負担軽減に至るまで一連の支援を実施していることにより、若手狩猟者は増加傾向にあるとともに、関係市町と連携の上、鳥取クレイ射撃場の再開整備費を支援(平成26年度6月補正予算で措置)するなど体制整備を図っているところ。
- 一方、銃猟者確保対策として有効な大口径ライフル射撃場の県内整備については、射撃場整備の在り方検討会等で関係機関と協議を進めてきたが結論は出ておらず、費用対効果や整備主体と関係自治体等の負担のあり方、管理方式や資格者の確保などについて、引き続き議論していく必要がある。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

05 野生動物ふれあい推進事業

施策

1 事業の目的

人と野生鳥獣の棲み分けによる自然との共生を目指し、野生動物とのふれあいを推進する。

2 事業の内容

- (1) 傷病鳥獣の救護
- (2) 愛鳥モデル校の指定・育成
- (3) 愛鳥ポスター・巣箱コンクールの開催
- (4) 鳥獣保護区等での生息状況、渡り鳥の渡来状況、オシドリ及び猛禽類の生息状況等を把握するため、調査を実施

3 事業の現状及び課題

- 傷病鳥獣の救護活動を通じ、絶滅危惧種等を含む鳥獣の野生復帰を図り、種の保全や、環境のモニタリングに役立てるとともに、愛鳥活動を通じた若い世代への自然保護意識の普及など、自然との共生を目指した取組は着実に進んでいる。
- 一方で、近年全国的な発生が見られる高病原性鳥インフルエンザといった新たな問題もあり、野鳥を始めとする野生動物との接し方等について、継続して住民への周知を図っていく必要がある。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより
「愛鳥週間ポスターコンクール」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/100994.htm>

「愛鳥モデル校」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=97063>

「野生鳥獣の救護」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/209479.htm>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

06 希少野生動植物保護対策事業

施策

1 事業の目的

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき、希少野生動植物の保護管理及び自然生態系の保全・再生を県民との協働により実施する。

2 事業の内容

(1) 特定希少野生動植物41種について、各保護管理計画に基づき、保護管理事業を実施するとともに、保護管理団体が実施する事業への助成を行う。

区分	内容	備考
保護型(28種)	モニタリング調査	人による積極的な管理を必要としないが、生育(繁殖)状況の把握のためモニタリング調査が必要な種。(スギラン、タキミシダ、エゾカワラナデシコ等)
管理型(13種)	保護管理団体による保護管理事業	生育地周辺の草刈など、人による積極的な管理が必要な種。(コアジサシ、オオエゾデンダ、オキナグサ等)

(2) 生物多様性GISシステムの更新、システム保守管理

(3) 生物多様性地域戦略の策定に向けた検討作業

・策定委員会の開催 ・有識者等からの意見聴取 ・戦略骨子の作成 など

3 事業の現状及び課題

特定希少野生動植物の保護や保全に資するため、生息状況のモニタリングや生息地の管理(草刈等)を実施する保護団体の掘り起こしを行った結果、県民による自主的な保護・保全活動に一定の広がりが見えてきた。

現在、県の認定を受けた保護管理事業が13事業となり、うち8事業に対して県補助金による支援を継続している。

しかし、認定団体数は伸び悩んでおり、平成23年のレッドデータブック改訂等をきっかけに自然保護の気運の醸成を図りつつ、新たな希少野生動植物の保護管理事業計画の認定、保護団体の掘り起こしに努めるとともに、有識者・関係者との意見交換をしながら地域の実情や課題等を踏まえて、生物多様性地域戦略の策定に向けた検討を本格化させる必要がある。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより
「希少野生動植物の保護」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95767>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

07 大山オオタカの森保全事業

施策

1 事業の目的

鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例に基づき、県民との協働により豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承することを目的として、森林整備を実施してオオタカの営巣に適する環境を作る。

2 事業の内容

- (1) 営巣環境整備事業
 - ア 老齢アカマツ林の更新伐採(天然下種更新)
 - イ マツクイムシ被害拡大防止のため森内の被害木を駆除
 - ウ 周辺道路や観察路への危険木の除去
- (2) 下草刈り等管理業務
 - ア 観察路等の草刈
 - イ 標識・看板等の点検清掃
- (3) オオタカの森保護員の会及び連絡調整会の実施
 - ア 保護委員の会 巡視、啓発活動、生息調査等を実施
 - イ 連絡調整会 オオタカの森保護員や地元関係者等で当該森の管理や運営方法等を協議

3 事業の現状及び課題

平成13年に県が土地を取得後、条例の設置、観察路等の整備を行い、平成18年から計画的にオオタカの営巣環境に適した森林整備を継続実施している。
希少な野生生物の生息に配慮した森林管理(整備と調査)を実施している事例は全国にも少なく先進的。今後の計画的循環管理に期待される。

連絡先

西部総合事務所 生活環境局 生活安全課
動物・自然公園担当 電話0859-31-9320

参考URL

鳥取県西部総合事務所生活環境局のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=6128>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

08 外来種防除事業

施策

1 事業の目的

効果的な防除方法の開発・実証、県民との協働により防除対策の推進を図ることで、生態系や農業、漁業等に悪影響を与える外来生物の減少を目指す。

2 事業の内容

- (1) 検討委員会による外来種の防除に係る検討
- (2) 外来生物捕獲技術講習会の開催
- (3) 多鯰ヶ池(鳥取市)における外来魚駆除調査
- (4) 各総合事務所、生活環境事務所、市町村などが主体となり、外来植物の除草作業を実施
- (5) 生物多様性保全活動支援事業の実施(住民団体が自主的に行う外来生物の駆除作業などに対する助成)

3 事業の現状及び課題

- ・外来種(ブラックバス等の魚類)による在来種の捕食、外来植物の進出による生態系の破壊、農林水産業、人の生命等への影響が深刻化しつつある。
- ・本県では、平成18年外来生物実態調査の結果に基づき、特定外来生物5種(ヌートリア、アライグマ、ブラックバス、ブルーギル、オオキンケイギク)について重点的対策に取り組んでおり、中でも、農林水産業被害の防止に向け、農林水産部と連携したヌートリア、アライグマの防除を推進している。
- ・今後は、住民との協働による防除を進めていくことが、全県に対策を広げる上で最も重要であると考えており、ため池における外来魚防除作業や、道路や河川区域に生息する個体の刈取りなど、地域住民により自主的に行われる活動を促すため、平成27年度より助成事業を創設した。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより
「野生動植物」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95703>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

09 高病原性鳥インフルエンザ等対策事業

施策

1 事業の目的

近年、全国・世界各国において感染が確認されている高病原性鳥インフルエンザ対策として、県内及び全国の野鳥の死亡状況など情報を的確に把握し、発生時の迅速な対応に繋げる。

2 事業の内容

- ・各生活環境事務所、総合事務所において、定期的に県内の主要地域における野鳥の監視調査を実施し、必要に応じて死亡野鳥に係るウイルスの保有状況調査を行う。
- ・また、県内又は近隣県において発生が確認された場合は、環境省が設定する区域内における野鳥の重点的な監視活動を行うとともに、関係課による連絡会議を開催し、対応策に関する情報共有を図る。

3 事業の現状及び課題

- ・平成26年冬～平成27年春シーズンにおいては、島根県安来市及び鳥取市気高町において野鳥の糞便からウイルスが検出されるとともに、岡山県、山口県の養鶏場の鶏が感染するなど、本県における感染も時間の問題となっており、平常時から野鳥監視体制の充実を図っていく必要がある。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

10 集落型里山林整備事業

施策

1 事業の目的

放置され荒廃した里山の公益的機能や景観を向上させるため、集落等が主体となって取組を行い、里山林の環境整備を図る。

2 事業の内容

- (1) 鎮守の森等整備事業(修景林整備事業)
 - ・景観向上のための花木、果樹、紅葉する木の植栽、広葉樹林内の整備等)
- (2) 集落周辺整備事業
 - ・簡易施設(展望台、木製ベンチ、木製標識の設置等)
 - ・作業道の整備(散策路、歩道等)
- (3) 鳥獣防止緩衝帯整備事業
 - ・森林内における刈り払い、除伐等
- (4) 里山復活対策事業
 - ・防竹帯の整備
 - ・里山資源活用推進(竹等の利活用に必要な薪割機、炭窯等の整備)
 - ・ナラ枯れ対策(粘着バンド設置)

3 事業の現状及び課題

中山間地域の過疎化・高齢化などにより耕作放棄地や手入れがなされない森林が増加し、地域の人々の生活や生産活動によって育まれてきた自然環境や里山環境が失われつつあるため、以下の問題が発生している。

- ア 植物の生息・生育環境の質の低下: 里地里山の環境に依存する動植物種の衰退・喪失
- イ 人と野生鳥獣の軋轢の深刻化: クマの大量出没、イノシシやニホンジカによる鳥獣被害の発生
- ウ 景観や国土保全機能の低下: 耕作放棄、ナラ枯れ、竹林拡大による生物多様性や公益的機能の低下
- エ 管理の担い手の活力低下: 人口の減少や高齢化による管理者の不足

このため、集落周辺森林の継続的維持管理や里山林の再生などの地域特有の生物多様性を保全する取組を進め、地域における自然環境意識の醸成等を図る必要がある。

連絡先

農林水産部 森林づくり推進課 電話0857-26-7304

参考URL

鳥取県森林・林業振興局のwebサイトより
「集落型里山林整備事業」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/171860.htm>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

01 農地・水保全活動交付金事業(農地維持支払)

施策

1 事業の目的

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える地域活動・農業生産活動の継続、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する。

2 事業の内容

農業者等で構成される組織による地域資源(農地、水路、農道等)の維持・保全や多面的機能を維持する活動に対して活動経費を助成

3 事業の現状及び課題

(1)これまで、農家が共同活動により行ってきた農地・農業用水等の資源の保安全管理については、
ア 農家の減少や高齢化等の進展により、保安全管理の体制が危機的な状況になりつつある。
イ 加えて、産業施策として推進中の担い手の育成の進展のためには、人手のかかるこれら資源の保安全管理がネックとならないようにする必要がある。

(2)地域農業を持続・発展させるためには、担い手だけでなく、地域住民全体の理解と協力を得て、このような資源の保安全管理の活動を永続させることが不可欠。

(3)平成25年度までは、「農地・水保安全管理支払交付金事業」として実施していたが、平成26年度から国の新たな農業・農村施策の4つの改革の一つとして、多面的機能支払(農地維持支払、資源向上支払)が創設され、取組みの拡大を推進。

(4)平成27年度から多面的機能支払は日本型直接支払制度のひとつとして法律に基づく安定した制度となることから、多面的機能が今後も適切に実施されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押しする必要がある。

【実施市町村】

平成26年度 614地区(鳥取市他)実施

※農地・水保全活動交付金事業(農地維持支払)

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより
「多面的機能支払交付金」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/237318.htm>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

02 ため池等整備事業

施策

1 事業の目的

老朽化の進んだ農業用ため池の改修整備を行い、継続して営農に使用できるようにするとともに大雨等による決壊等を未然に防ぎ、周辺地域の浸水被害を防止する。

2 事業の内容

ため池整備工事
災害発生のおそれがあるため池の整備
ア 堤体の改修
イ 洪水吐の改修
ウ 取水施設の改修

3 事業の現状及び課題

取り組み状況
【平成27年度】
県営 8地区で実施予定(鳥取市、倉吉市、八頭町、北栄町)

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 水資源・防災担当 電話0857-26-7323

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより
「ため池等整備事業」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/41394.htm>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

03 有機・特別栽培農産物等総合支援事業

施策

1 事業の目的

有機・特別栽培農産物の生産を推進するため、「鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画」(平成19年12月策定)に基づき、栽培技術の体系化を図るとともに、研修会等を開催し生産者の育成強化を図る。また、消費者に向けて生産者の取組や制度等を積極的にPR。

平成23年度に「鳥取県有機・特裁推進計画」を見直し、平成30年度末の施策目標を有機・特裁面積1,500ヘクタールに設定。

2 事業の内容

- (1) 認定・認証業務
 - ・有機農産物の認定・特別栽培農産物の認証業務
- (2) 技術開発と普及
 - ・有機・特裁農業推進塾の開催(年3回)
 - ・地域研究会の開催(県内3地域)
 - ・有機・特裁生産技術支援事業
 - ・グループ活動支援事業
- (3) 消費者PR
 - ・直売・イベントでの展示PR
- (4) 販路開拓・情報発信
 - ・消費者交流・マッチング支援事業
 - ・グループ活動支援事業
- (5) 事業推進
 - ・有機・特裁推進協議会の開催

3 事業の現状及び課題

- (1) 現状
 - ・県内特別栽培農産物栽培面積: 1,309ヘクタール(平成26年度末現在)
 - ・県内有機農産物認定面積(県外認定含む): 46ヘクタール(平成27年2月末現在)
- (2) 課題
 - ・小規模生産者が多く、自力での販路開拓が難しい
 - ・生産者間の繋がりができつつあるが、技術・販路等の情報を交換する機会が必要
 - ・消費者・生産者の有機・特裁制度のPR促進

連絡先

農林水産部 農業振興戦略監 生産振興課 生産環境担当 電話0857-26-7415

参考URL

鳥取県生産振興課のwebサイトより

「有機農産物・特別栽培農産物に関すること、農薬の適正使用に関すること」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=63864>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

04 有機農業教育

施策

1 事業の目的

有機農業について学びたい学生や研修生のニーズに応えるため、有機栽培の制度や理論から栽培実習・販売まで一貫した教育を行うことにより、次代の農業を担う人材の育成を図る。

2 事業の内容

区分	事業内容
有機農業の講義	(1)有機農業に関する制度と現状、技術的理論、事例研究等の講義を実施する(講義:環境保全と農林業)。 (2)有機農業実践者を外部講師として特別講義を実施する。 (3)有機農業実践者の圃場での現地実習を実施する。
有機農業の栽培実習	(1)作物コースでは有機専用の水田を増設して栽培実習を行う。 (2)野菜コースでは有機専用ほ場における栽培管理の実習及びプロジェクト学習の実施を行う。

3 事業の現状及び課題

平成24年度

8月29日に有機農業および流通・販売の有識者による「農業大学校における有機農業教育に関する検討会」を実施した結果、(1)有機農業に関する講義の充実をはかり、(2)作物・野菜コースでの有機栽培に対応した専攻実習をすべきとの提言がり、平成25年度から栽培実習を開始することとした。

平成25年度

作物コースにおいて、チェーン除草技術の導入を行い、野菜コースでは有機専用露地ほ場における栽培実習を12品目実施した。

平成26年度

カリキュラム	実績内容
(作物科)プロジェクト学習	農薬、化学肥料不使用栽培として鳥取県特別栽培農産物の認証を3ほ場で取得した。
(野菜科)プロジェクト学習	2年生を対象に、有機栽培関連のプロジェクト学習を1課題実施した(ブロッコリーの有機栽培及び病害虫抑制)。
(野菜科)有機農業実習	1年生を対象に、有機専用圃場において根菜類、果菜類など23品目を栽培した。
(野菜科)先進地視察、現地実習	有機栽培の先進地視察(ぼかし肥料作成視察)を

	1回、現地実習研修を1回行った。
(研修科)オープンカレッジ	県民を対象とした聴講制度の一環として、平成27年2月に高知県「土佐自然塾」塾長山下一穂氏を講師に迎え、「有機農業という生き方ー多様な農業の共存と再生ー」という演題で講演いただいた。

連絡先

鳥取県農林水産部 農業大学校 教育研修課 電話 (0858) 45-2411

参考URL

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

05 農業資材適正使用推進対策事業

施策

1 事業の目的

肥料及び農薬の販売業者等に対する監視指導を行い、肥料の品質保全と適正な農薬の保管管理を図るとともに、県民への適正な使用について普及啓発を実施する。

2 事業の内容

- (1) 農薬安全使用推進対策事業(農薬取締法に基づく事務等)
 - ・農薬の適正使用の指導及び啓発
 - ・農薬販売店の届出に係る事務
 - ・農薬販売店への立入検査
 - ・農薬適正使用推進研修の実施農薬の販売者及び使用者に対し、農薬に関する正しい知識や関係法令の内容を周知するための研修会を開催
- (2) 肥料品質保全推進対策事業(肥料取締法に基づく事務等)
 - ・肥料販売業者、特殊肥料の生産業者の届出に係る事務
 - ・普通肥料の登録に係る事務(有機質肥料等に限る)

3 事業の現状及び課題

- ・監視指導計画に基づき農薬販売店へ定期的な立入検査を実施
- ・農薬危害防止運動の実施(6月～9月)
- ・農薬適正使用推進研修会の開催を計画

※農薬危害防止運動で使用するポスターについては、例年4月下旬ごろに農林水産省より呈示されるため、呈示があり次第添付

連絡先

生活環境部くらしの安心局 くらしの安心推進課 くらしの安全担当 電話:0857-26-7185

参考URL

鳥取県くらしの安心推進課のwebサイトより
「農薬・肥料」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=43260>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

06 鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会

施策

1 事業の目的

農業農村整備事業のうち農業生産基盤整備を行う土地改良事業について、平成13年の土地改良法改正により事業実施の原則として「環境との調和に配慮すること」が位置付けられたため、自然との共生の持続性を確保するとともに、客観性と透明性を確保した仕組みを設けることを目的とする。

2 事業の内容

農業農村整備事業の実施に際し、学識経験者や農村居住者等で構成する第三者委員会(常任委員6名、非常任委員数名)を組織し、意見を聴取するための委員会を開催。

対象地区は、新規着手予定地区及び大幅な計画変更を予定している地区とし、意見交換の結果は、ホームページ上で公開。

3 事業の現状及び課題

平成26年度の実行状況 県営 10地区、団体営 2地区

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

鳥取県のwebサイトより

「環境配慮に関する検討会」「鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/41370.htm>

「鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会」

<http://db.pref.tottori.jp/shingikai.nsf/032e6d23fd4a6335492568cb00197631/6083dad89eb5173649257c3f0021b45e?OpenDocument>

「平成25年度鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会会議録」

<http://db.pref.tottori.jp/shingikai.nsf/78cc695451e8feef492568dc000ec730/4b707d56ded84a9d49257c3f0022b88c?OpenDocument>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

07 エコファーマーの推進

施策

1 事業の目的

堆肥による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の削減を一体的に行う持続性の高い農業生産方式の導入を促進する。

2 事業の内容

エコファーマーとは「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、堆肥等を使った土づくりと化学肥料・化学農薬の資料の低減を一体的に行う農業者の愛称である。環境保全型農業に取り組む農業者を支援するため、持続性の高い生産方式の計画(目標年:5年後)を立てた農業者を県が認定する。

3 事業の現状及び課題

鳥取県内のエコファーマー累積認定件数(平成27年2月末現在) 4,348件

連絡先

農林水産部 農業振興戦略監 生産振興課 生産環境係 電話0857-26-7415

参考URL

鳥取県生産振興課のwebサイトより
「エコファーマー」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=42492>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

08 鳥取県環境保全型農業直接支払交付金

施策

1 事業の目的

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対し、直接的な支援を行う「環境保全型農業直接支援対策」を実施している。

2 事業の内容

(1) 支援対象者

原則エコファーマー認定を受けていること及び農業環境規範に基づく点検を行っていること
の要件を満たす、農業者グループ等。

※エコファーマー要件の特例措置の対象として、(1)共同販売経理を行う集落営農、(2)導入
指針が定められていない主作物、(3)有機農業の取組に加え、(4)県特別栽培農産物認証等
の認証を取得している者を追加。

(2) 支援対象取組及び支援水準

化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減した栽培を実施した上で、地球温暖化防止や生物
多様性保全等に効果の高い以下の取組。

支援対象取組	支援水準
(1)カバークロップの作付	8,000円/10アール
(2)リビングマルチ又は草生栽培の実施	8,000円/10アール
(3)冬期湛水管理	8,000円/10アール
(4)有機農業の取組	8,000円/10アール ※但し、そば等雑穀、飼料作物は3,000円/10アール
(5)堆肥の施用	4,400円/10アール

(3) 事業実施期間

平成23年度～

3 事業の現状及び課題

環境保全型農業については、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、地球温暖化防止や
生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図っていくことが必要です。

そのためには、意欲ある農業者がより環境保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に、環
境保全型農業の取組に対して幅広く支援を行っていくことが必要です。

- 実施市町村数：15市町
- 取組件数：101件
- 取組面積：320ヘクタール

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

09 農地を守る直接支払事業

施策

1 事業の目的

中山間地域における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために平成12年度から全国で中山間地域等直接支払制度(県事業名:農地を守る直接支払事業)が実施されている。

2 事業の内容

中山間地域等において、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うことにより、農業生産活動や多面的機能の確保を図る。

【対象地域】

- (1) 特定農山村法、山村振興法、過疎法に指定されている地域(3法指定地域)
- (2) (1)以外で知事が指定した地域
 - ア 農林統計上の中間農業地域及び山間農業地域
 - イ 3法指定地域に地理的に接する地域
 - ウ 農林業従事者割合、人口集中地区からの距離、人口減少率等が一定の要件を満たす地域

【対象行為】

対象地域内の農業生産条件の悪い農地について、耕作放棄の防止等を内容とする集落協定又は認定農業者等が耕作放棄される農地を引き受ける場合の個別協定に基づき、5年以上継続される農業生産活動等

【実施市町村】

17市町(対象地域のない境港市及び日吉津村を除く県内全市町)において実施中

3 事業の現状及び課題

中山間地域の農業・農村地域が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能により、下流地域の都市住民を含む多くの国民の財産や豊かな暮らしが守られている。

一方、中山間地域では高齢化の進展の中で、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域であることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により、多面的機能が低下し、結果的に国民全体にとって大きな損失が生じることが懸念されている。

- 実施市町村数:17市町
- 協定締結数:690協定
- 交付面積:8,100ha

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより
「中山間地域等直接支払制度」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/64412.htm>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

10 とっとり環境の森づくり事業

施策

1 事業の目的

県民全体が恩恵を受け、県民共通の財産である森林の公益的機能(水資源のかん養、県土の保全等)を持続的に発揮させるため、広く薄く偏りのない森林環境保全税による県民の負担により森林の保全を行うとともに、森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成を図る。

2 事業の内容

- (1) とっとり環境の森緊急整備事業
手入れがされず放置された奥地の水源林などを対象に、間伐や荒廃地の条件整備を行ない森林の機能回復を図る。
- (2) とっとり県民参加の森づくり推進事業
集落、団体等が県内の貴重な森林を3年間以上継続して保全・整備する活動やボランティア、NPO団体等が実施する森づくりへの参加を促す森林体験企画等を支援
- (3) 森林の保全・整備
ア 森林の間伐を支援(造林事業を活用し上乗せ補助を実施。保安林の場合:上乗せ補助率12%(所有者負担を2割に軽減)、普通林の場合:上乗せ補助率7%(所有者負担を2.5割に軽減))
イ 作業道の整備を支援(造林事業等を活用し上乗せ補助を実施。所有者負担を2割に軽減)
- (4) 竹林対策
竹林の拡大防止及び適正管理を支援。
・竹林の伐採・植林、森林への侵入竹の駆逐を支援(所有者負担を2割に軽減)
・放置竹林の循環利用型皆伐、抜き伐り、搬出、竹林整備のための管理道及びアクセス道開設を支援
- (5) 森林景観対策
景観向上のための枯損木の伐採等を支援
- (6) 再造林による森林再生
モザイク林造成のための再造林を支援(造林事業等を活用し上乗せ補助を実施。上乗せ補助率12%(所有者負担を2割に軽減))
- (7) 制度の普及啓発
税の仕組み、使途事業などの県民周知(各種広報)

3 事業の現状及び課題

事業の周知が進み、税収を超える実施要望があるものもあり、優先順位を付けて実施している一方で、一般への認知度はまだまだ低いとの声があることから、使途事業等について媒体を工夫しながら更なる周知を図る。

連絡先

農林水産部 森林づくり推進課 電話0857-26-7304

参考URL

鳥取県森林・林業振興局のwebサイトより
「森林環境保全税」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100906>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

11 緑・木とのふれあい体験事業

施策

1 事業の目的

県民共通の財産である森林を守り育てることの大切さを普及啓発するとともに、森林ボランティア団体等の森づくり活動を支援し、県植樹祭の開催や、とっとり花回廊いやしの森の整備など、平成25年5月に鳥取県で開催した第64回全国植樹祭の成果を後世につなげ、県民が緑と親しみ緑を育てるため自ら行動する「とっとりグリーンウェイブ」を更に拡げていく。

また、緑化に関する表彰を行い、継続した取組みを推進する。

2 事業の内容

- (1) 第60回鳥取県植樹祭
多くの県民の方々に森林づくり活動に直接参加いただき、森林の重要性をPRする第60回鳥取県植樹祭を鳥取市で開催
- (2) いやしの森保育整備事業
第64回全国植樹祭の植樹会場である「いやしの森」において、大会で植えられた苗木を県民の方々と共に育成
- (3) 緑化の推進(コンクール等実施)
緑化ポスター原画コンクール等を実施し、緑化の普及・推進

3 事業の現状及び課題

森林の持つ公益的機能は県民が享受していること、その森林を守り育てることの大切さについて、植樹活動や絵画コンクール等を通じて広く県民にPRしている。「森林環境保全税」及び「とっとり共生の森」等の取組みと連携しながら、植樹活動や普及啓発を行うことにより、県民参加の森づくりに対する意識の醸成を図る必要がある。

連絡先

農林水産部 森林づくり推進課 電話0857-26-7335

参考URL

鳥取県森林・林業振興局のwebサイトより
「緑化・県民参加の森づくり」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/100544.htm>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

12 とっとり木と森の学校実践事業

施策

1 事業の目的

木の良さや、木を使って森を育てる意義を学ぶ「木育」に取り組む。

2 事業の内容

- (1) 木育キャラバンの開催
○昨年度の成果を踏まえ、27年度は木育キャラバン、講演会及び木育シンポジウムを湯梨浜町で開催予定
- (2) 赤ちゃん木と森の広場（木育広場）の活用
○昨年度のコンペで最優秀賞に選考された鳥取環境大学の作品「いろどりのまち」をベースに県産材で木育広場（2セット）を作成し、一つをとっとり出合いの森に設置して、来園者に開放し利用を開始するとともに、もう1セットを地域の保育園・幼稚園や子育てイベント等へ貸し出しを行っていく予定。
- (3) 木育推進事業（県単独）の実施【27年度新規事業】
○市町村等が県産材で作られた木製玩具等の記念品を新生児に贈る取組について支援する「ウッドスタート事業」及び市町村等が実施する木育の取組について支援する「木育活動支援事業」を実施。
（事業実施主体：市町村、企業及び団体等、補助率：3分の1）
（例）智頭町は本事業を活用してウッドスタート、木製玩具の購入及び木のおもちゃイベントを実施予定。

3 事業の現状及び課題

- ・木育キャラバン等の開催により木育の浸透を図るとともに、市町村や企業、団体等の木育の取組を支援することで、木育の取組を県主導から市町村や民間の取組に広げる。
- ・木育広場について、1セットは出合いの森を常設利用場所として利用していくが、もう1セットは常設場所が確保できていないため、市町村に設置希望等を照会し、貸出し等利活用に繋げる必要がある。

連絡先

農林水産部 森林・林業振興局林政企画課 林政企画担当 電話0857-26-7300

参考URL

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

13 とっとり共生の森支援事業

施策

1 事業の目的

企業等による環境保全活動に、県内の森林を活用していただくため、県と地元市町村が連携・協力し、森林所有者と企業等との架け橋となり、地元との調整や企業等の行う森林保全活動の支援を行う。

《期待される効果》

- (1) 森林の保全・整備の促進
- (2) 企業等との交流による地域の活性化と県民の森林に対する理解の促進
- (3) それぞれの企業等にとっての目的の達成(水資源の確保、二酸化炭素の削減、職員研修)

2 事業の内容

- (1) 制度、実績等を企業や県民に広く情報発信
・ホームページ、パンフレット、展示パネルなどによるPR
- (2) 企業等の参画促進と森林保全活動への支援
・企業へのPR活動
・保全活動の計画、実施に対する支援
- (3) 県民参画型の活動の推進(とっとり共生の森サポーターとのマッチング)
- (4) 参画企業等による意見交換会の開催

3 事業の現状及び課題

県内外の企業・団体17社が参画し、19箇所の森林において保全活動を実施中。協定満了を迎え、活動を終了する参画企業等もあることから、新たな取り組み先の掘り起こしが必要。

また、平成25年5月26日に鳥取県で開催された「第64回全国植樹祭」を契機に展開しているとっとりグリーンウェイブの取り組みとして、「とっとり共生の森」の活動への県民参画をさらに推進する必要がある。

連絡先

農林水産部 森林づくり推進課 電話0857-26-7335

参考URL

鳥取県森林・林業振興局のwebサイトより
「とっとり共生の森」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100905>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

14 県産材の利用推進による林業・木材産業活力創生事業

施策

1 事業の目的

重要な地域資源である森林・木材を活用して、地域の林業・木材産業の活性化及び地方創生につなげるため、県内の住宅等への更なる県産材利用を支援するとともに、全国や海外への販路拡大に向けた県産材の新たな付加価値化の取組を支援する。

2 事業の内容

- 住宅等への利用拡大のモデル実践
 - ・智頭杉ブランドを活用した住宅の販路開拓の支援
 - ・県内の製品と技術で中規模建築物を可能とする工法の検討・普及の支援
- リフォーム等向け木質内装材の開発・販路開拓
 - ・大手建材メーカーの技術を活用した県産材による木質内装材の開発、実証モデル展示等の支援
- 国際標準化が進む森林認証材の供給・販路開拓
 - ・FSC、SGEC等の適切な管理の認証を受けた森林から産出される森林認証材の供給・販路開拓の支援

3 事業の現状及び課題

- リフォーム等の市場ニーズに対応する木質内装材の開発に取り組むグループを支援しており、平成26年度は県産杉の無垢フローリングの試作と実証が進められた。今後は、県産材合板を使用した複合フローリングの開発を支援する。
- また、県産材の地産地消を進めるため、県産材の利用拡大につながる新たな住宅販売や建築工法の検討等のモデル的取組への支援を拡充する。
- さらに、市場規模がより大きい全国や海外への販路拡大を図るため、森林認証材の供給・販路開拓など、県産材の付加価値を高める取組への支援を拡充する。

連絡先

農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課 電話：0857-26-7254

参考URL

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

15 木造住宅生産者団体活動支援事業

施策

1 事業の目的

木造住宅への県産材利用促進や伝統技術の普及・継承に取り組む民間団体を支援し、もって地場産業を振興するとともに、県産材の需要拡大を通じて森林環境の保全に資する。

2 事業の内容

木造住宅生産者団体が県民を対象に実施する、県産材を利用した木造住宅の普及等を目的とした取組みを支援する。

補助率:2分の1(国:2分の1、県:2分の1)

3 事業の現状及び課題

複数の地元工務店が連携して、イベントの企画、運営を行うことにより団体としての結束力の向上や地元建築業界の育成に繋がった。
今後イベントの来訪者の拡大を図るために、より来場者を引きつけるイベントの企画を検討することが必要。

連絡先

生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 企画担当 電話0857-26-7398

参考URL

鳥取県住まいまちづくり課のwebサイトより
「木造住宅生産者団体活動支援事業」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17685>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

16 森林J-クレジット推進事業

施策

1 事業の目的

県内の森林を活用したカーボン・オフセットを推進し、企業等からの資金を活用した森林整備を進めるため、県内の森林J-クレジット※を活用した取り組みを推進する。
※森林を活用して認証されたJ-VER及びJ-クレジット

2 事業の内容

- (1) 県有林J-クレジットモデル事業
県有林でモデル的に取り組んできたプロジェクトについて、クレジットの認証を取得し、企業等に販売する。
モデル事業を県内外にPRすることで、J-クレジットを普及する。
○県有林プロジェクトの期間：平成25～29年度
- (2) 森林J-クレジット取得支援事業
県内の森林J-クレジットの取得、販売を推進するため、J-クレジットの取得に係る経費を助成する。
○対象：民間事業者、NPO等(市町村、造林公社は除く)
○補助対象：J-クレジットの認証取得に係る費用
(妥当性確認費用、モニタリング費用、検証費用、申請委託費用)
○補助率：2分の1
- (3) J-クレジットとつとりの森を守る優良企業等の認定
県内の森林J-クレジット(県有林以外)を購入し、カーボン・オフセットに取り組む企業、団体を認定する。

3 事業の現状及び課題

【現状】

- (1) 県有林J-クレジットモデル事業
○取得した県有林J-クレジットを、森林J-クレジット地域コーディネーター等と連携し販売している。
発行量 2,374トン
販売量 1,127トン(48%)(17社4団体、17,819千円)
残数 1,177トン
- (2) 森林J-クレジット取得支援事業
○県内で9者の森林所有者等が森林J-クレジットを取得している。
発行量 27,349トン
販売量 3,448トン(12%)
残量 23,901トン

【課題】J-クレジット制度とともにカーボン・オフセットの普及を図り、販売を推進する。

連絡先

農林水産部 森林・林業振興局 電話0857-26-7304

参考URL

鳥取県森林・林業振興局のwebサイトより
「カーボン・オフセットの推進」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=123597>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

17 木質バイオマス資源としての林地残材の搬出利用に関する実証事業

施策

1 事業の目的

近年、地球温暖化ガス排出量削減などからバイオマスエネルギーが注目されている。

若桜町において、木質バイオマス総合利用計画において「木質バイオマス加工ステーション」を整備し林地残材を町民や町内の施設等にチップボイラー・薪ストーブ等の燃料として供給することを計画されている。

林地残材を有効的に利用するには、その搬出・運搬コスト等の把握により、効率的な集積運搬方法の検証が必要であり、若桜町内でのモデル的実証試験により、県内の中山間地域における林地残材の活用促進を図る。

2 事業の内容

ア 伐り捨て間伐材の搬出に係る行程調査

伐り捨て間伐を行った若桜町有林において、林地残材を搬出/集積/運搬する作業の行程調査を行う。

(使用機材)チェーンソー、小型ウインチ、トラック スイングヤーダー チッパー

イ 効率的な搬出方法等の実証調査

残材利用を考慮した伐採、集積方法、造材作業の過程で発生した未利用材の集積運搬について調査を行う。小規模な搬出システム(人力+小型ウインチ)と大規模な搬出システム(スイングヤーダー+チッパー)による搬出工程を調査する。集積しチップ処理を行った場合とそのまま運搬した場合の工程、コスト比較を行う。

ウ 効率調査

搬出に必要なエネルギーと集積されたバイオマス資源のエネルギー量の収支調査を行う。

エ 影響調査

林地残材搬出による影響を調査する。

3 事業の現状及び課題



切り捨て間伐により林内に残された材
林内に残置された材の有効利用が必要



伐り捨て間伐材の搬出し薪に加工するまでの行程調査を行った。



連絡先

鳥取県林業試験場 森林管理研究室 電話0858-85-6221

参考URL

<http://www.pref.tottori.lg.jp/ringyoshiken/>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

18 燃料用木質バイオマスの水分管理技術に関する実証試験

施策

1 事業の目的

近年、化石燃料の高騰・二酸化炭素対策などを背景に、県内でも木質チップ発電施設（境港市）や薪ボイラー（若桜町、智頭町）の設置が進められており、今後、木質バイオマスの需要拡大が見込まれる。木質バイオマス（チップ、薪）に含まれる水分は、着火性、発熱量に影響するため、丸太の段階で燃焼に適した含水率に調整しておくことが理想的である。しかし、これら丸太は大規模なはい積みでストックされており、含水率の低減させる積極的な対応はできない状態にあるため、経験的に水分管理を行っている状況にある。よって、はい積み保管された丸太の含水率の予測手法と、効率的な含水率低減方法の確立を図る。



2 事業の内容

- (1) はい積みした燃料用丸太の含水率調査を行い、水分量減少を予測できるようにする
- (2) 燃料用丸太の含水率の効率的低減方法を検討する
- (3) (2) により含水率を低減した丸太でチップを製造し、含水率の測定・検証を行う
- (4) 薪の含水率の効率的低減方法を検討する

3 事業の現状及び課題

現在、試験場内に小規模なはい積みを設け、事前調査を行っています。



連絡先

鳥取県林業試験場 木材利用研究室 電話0858-85-6221

参考URL

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

19 治山事業

施策

1 事業の目的

- (1) 森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全する。
- (2) 水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る。

2 事業の内容

- (1) 荒廃森林等の復旧・整備等
- (2) 水源かん養機能や土砂流出防止機能等を維持強化するための森林の整備等
- (3) 異常な天然現象による施設及び新たに発生した荒廃森林等における復旧整備

3 事業の現状及び課題

近年、林業経営の悪化により、森林の荒廃が進み、さらに、台風や集中豪雨等の異常気象により山地災害が多発する傾向にあり、整備が追いついていない状況にある。「鳥取県の将来ビジョン」において「平成30年度末の山地災害危険地区(3,374箇所)整備率38%」を掲げており、目標達成に向け、緊急度の高い箇所から順次、計画的に整備を行っていく必要がある。

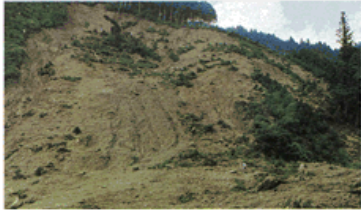
その他

4 事業の目標

山地災害危険地区整備目標(～平成26年度 1245箇所整備済み)			
平成27年度	山地災害危険地区8箇所整備		
	整備済数	1253箇所	整備率 37.1%
平成28年度	山地災害危険地区8箇所整備		
	整備済数	1261箇所	整備率 37.4%
平成29年度	山地災害危険地区9箇所整備		
	整備済数	1270箇所	整備率 37.6%
平成30年度	山地災害危険地区9箇所整備		
	整備済数	1279箇所	整備率 37.9%

--

治山事業の効果



豪雨により山腹崩壊が発生し、
森林が著しく荒廃した。
(昭和47年)



崩壊地の復旧を図るため、山腹工を
実施し森林の機能回復を図った。
(昭和49年)



森林の回復状況
(平成15年)

連絡先

県土整備部 治山砂防課 治山担当 電話0857-26-7695

参考URL

鳥取県治山砂防課のwebサイトより
「治山事業とは」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=66121>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

20 ハイブリッド無花粉スギの創出

施策

1 事業の目的

これからのスギの造林品種として、材質強度に優れるもの、スギカミキリに強いもの、雪害に強いもの等の有用形質を備えたものが求められる。これらの品種が花粉をつけない無花粉スギであれば利用価値は更に高まると考えられる。そこで、鳥取県産の無花粉スギという材料を準備し、有用形質を備えた品種に無花粉遺伝子を取り込んだハイブリッド無花粉スギを創出する。

2 事業の内容

- (1) 無花粉遺伝子を持っている県内スギの探索
・無花粉遺伝子を持っている石川県精英樹珠洲2号、及び富山不稔1号と県内スギの人工交配を行い、F1(第一代目の交配種)集団を創出する。2年生のF1集団に対してジベレリン処理を行って雄花の着花を促進し、無花粉スギが確認された場合、その母樹が無花粉遺伝子を持っていると判明する。
- (2) ハイブリッド無花粉スギの創出
・無花粉遺伝子を保有することが判明した母樹、及び探索時に得られたF1集団を親として人工交配を行い、F2(第二代目の交配種)集団を創出する。得られたF2集団に対してジベレリン処理を行って雄花の着花を促進し、無花粉スギを選抜する。

3 事業の現状及び課題

現状

- (1) 無花粉遺伝子を持っている県内スギの探索
・2年生のF1集団10家系に対して、平成26年7月2日にジベレリン処理(100ppm)を行い、雄花の着花を促進させた。平成27年2月24日、雄花の十分な成熟が見られたため、個体毎に花粉の飛散を調査し、無花粉スギの探索を行った。結果として、調査を行った186個体全てに花粉の飛散が見られたため、この10家系の母樹である精英樹日野4号、日野12号、東伯4号、及び天然スギ7クローンは全て無花粉遺伝子を保有していないことが判明した。
- (2) ハイブリッド無花粉スギの創出
・平成25年度までに創出されたF1集団50家系の育苗を進めている。これらのF1集団は、平成27年度に人工交配を行い、無花粉スギの母樹とする予定である。

課題

- ・F1集団の家系管理や、母樹のクローン識別が必要となる。
- ・創出したF1集団は無花粉スギの母樹とするため、育苗を進めていく必要がある。

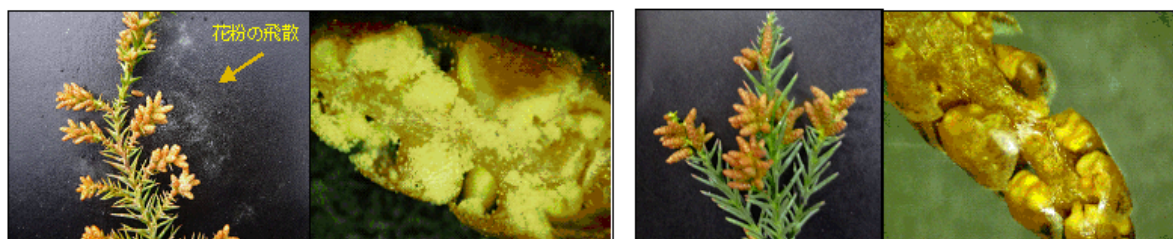


図-1 F1 集団(左)と無花粉スギ(右)の花粉の飛散と雄花の切断面の違い

連絡先

林業試験場 森林管理研究室 電話0858-85-6221

参考URL

林業試験場のwebサイトより

業務報告(平成25年度)

<http://www.pref.tottori.lg.jp/74173.htm>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保

01 とっとりグリーンウェイブの新たな展開

施策

1 事業の目的

平成25年に開催された全国植樹祭や全国都市緑化とっとりフェア等を契機として、住民による緑の地域づくり活動が広がりを見せていることから、今後、この取組が大きなグリーンウェイブとなり、県内各地で美しく魅力的な緑づくり運動として展開されることを推進するため、様々な緑化に関する事業を展開する。

2 事業の内容

とっとりグリーンウェイブにおける緑化の取組における次のステップとして具体施策の推進を図る。

- 1 地域で進める鳥取の緑の創造
 - ・緑化実証整備モデル検討事業
 - ・とっとり修景緑化ガイドマニュアルの作成
 - ・地域緑化活動育成支援補助金
 - ・花と緑のまちづくり支援事業補助金
- 2 鳥取の緑化の推進
 - ・とっどりの自然を活かしたガーデンデザインコンテスト
 - ・花と緑のフェアの開催
 - ・グリーンウェイブ2015とっとりアクションの実施
 - ・全国都市緑化あいちフェアへの出展

3 事業の現状及び課題

- グリーンウェイブ活動は、単に緑化における取組だけにとどまらず、植樹を行い森林を保全する活動や自然エネルギーの導入を始めとするエコライフの推進など、様々な施策へと広がっている。
- このうち、緑化施策においては、全国都市緑化フェアを契機に、鳥取の在来植物を活かした自然風の庭「ナチュラルガーデン」を核として、自然の草花を生活の中に取り入れる「鳥取流緑化スタイル」の普及や人材育成を通じ、身近な緑づくりのすそ野の拡大を進めてきた。
- 今後は、緑化活動を支える関係団体等との連携や市町村を通じた住民や団体等の活動支援へ重心を移し、ナチュラルガーデンだけでなく、従来の庭園緑化や造園技術等にも着目し、鳥取の自然等を活かした緑づくりを地域全体で進めることにより、身近な自然を生活に取り入れ、その生活を豊かにすることに繋げるための取組を継続していくことが必要である。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200

参考URL

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

02 自然公園等管理費

施策

1 事業の目的

自然公園法の目的である「優れた自然の風景地の利用の増進」を実現し、安全で快適な自然公園等の利用を確保するため、自然公園施設、自然歩道の適切な管理、整備・修繕等を実施する。

2 事業の内容

- (1) 自然公園施設、自然歩道の整備・修繕
安全で快適な自然公園等の利用を確保するため、自然公園施設、自然歩道の整備・修繕等を行う。
- (2) 公衆便所、自然歩道等の管理委託等
快適に自然公園を利用してもらえるよう自然公園内の公衆便所の清掃、自然歩道の草刈り等に要する経費や施設設置に係る土地の借り上げを行う。
- (3) 国立公園清掃活動費補助金
自然公園法19条「清潔の保持」の趣旨に基づいて、国立公園内の清掃活動等を行う団体に対して、国、県、市町村が費用負担をして日常清掃に要する経費を助成する。

3 事業の現状及び課題

- (1) 県内には、国立公園(2箇所)、国定公園(2箇所)、県立自然公園(3箇所)があり、これら自然公園の総面積は49,061ヘクタール、県土の14%を占めている。
- (2) 自然公園法、鳥取県立自然公園条例において、優れた自然の風景地を保護するため、一定の行為を制限する規制が設けられている。
- (3) 一般の公園利用者は、自然公園内における規制の内容を知らないことが多く、悪意はなくとも結果的に違法な動植物採取等が行われる場合がある。
このため、地元市町村・警察署などと合同で違法採取防止のパトロールと動植物採取防止の呼びかけを行っている。
- (4) これまでは修繕工事を行う場合でも、局所的、対症療法的な対応になっており、面的・計画的に整備を行っていない面があったため、平成21年度から実施している自然公園施設・自然歩道に係る総点検、危険性・利便性等を考慮した点数評価により、全県下での優先順位を整理した上で改修・修繕を行っている。
このうち、特に大山エリアは、平成28年に国立公園指定80周年を迎えることもあり、国内外からの観光誘客に相応しい環境整備が必要であることから、国の地方創生対策予算を活用し、案内看板の多言語表記を推進していくこととしている。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200

参考URL

鳥取県内の自然公園
とりネットより「緑豊かな自然課」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45320>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保

03 自然保護監視事業

施策

1 事業の目的

自然公園や県自然環境保全地域での巡視活動や自然保護の普及啓発などを行うため、各総合事務所・生活環境事務所に「鳥取県自然保護監視員」を配置するとともに、「鳥取県自然保護ボランティア」制度なども活用しながら、県下全域で自然保護行政を推進する。

2 事業の内容

(1)「鳥取県自然保護監視員」の配置

5名の自然保護監視員(非常勤職員職員)を配置し、所管の地域での巡視活動や公園利用者への普及啓発活動等を行う。

(2)「鳥取県自然保護ボランティア」制度の運用

自然保護に関心のある方を登録制の自然保護ボランティアに任命し、自然保護に関する情報提供や県の外来種の駆除などを始めとする自然保護活動等へ協力していただき、本県の自然保護の一助とする。

3 事業の現状及び課題

- ・近年において、自然公園内における違反行為はあまり目立っていない一方で、登山中や冬山レジャーにおける事故が全国で多発しており、山の日の啓発などとも併せ、山におけるマナーを継続して周知していく必要がある。
- ・平成19年度のボランティア制度の導入以降、登録者数は着実に増加(現在の登録状況146名)しているが、引き続き、ボランティアの確保に向けて、PRの機会や学生などへの制度紹介など幅広い対象に向けた呼びかけが必要。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200

参考URL

1 自然保護監視員のブログ

(1) とりネットより「東部総合事務所生活環境局」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=37058>

(2) とりネットより「中部総合事務所生活環境局」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=75809>

(3) とりネットより「日野総合事務所福祉保健局」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=145929>

2 第4期鳥取県自然保護ボランティアの募集
とりネットより「緑豊かな自然課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=81262>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

04 鳥取砂丘保全・再生事業

施策

1 事業の目的

「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」に基づく監視体制の整備及び意識啓発活動を行う。

2 事業の内容

- (1) 鳥取砂丘レンジャーを配置し、砂丘利用者へ砂丘の価値を解説するガイドや条例趣旨の徹底を図るための巡視活動の実施
- (2) 砂丘の魅力情報を発信するガイドツアーの実施



巡視活動



ジオツアー

3 事業の現状及び課題

- (1) 現状
 - ・鳥取砂丘レンジャーの配置 6名
 - ・落書き件数 平成25年度322件
 - ・鳥取砂丘魅力満喫ジオツアーを計画
 - ・砂丘レンジャー日記(HP)、Facebook等によるタイムリーな砂丘の魅力の情報発信

連絡先

生活環境部 砂丘事務所 電話0857-22-0582

参考URL

鳥取県砂丘事務所のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100183>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

05 鳥取砂丘景観保全再生事業

施策

1 事業の目的

「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」の理念に基づき、民間と行政で構成する鳥取砂丘再生会議が行う鳥取砂丘の保全・再生の取組に対して支援し、もって鳥取砂丘の優れた環境、景観を次世代に引き継いでいく。

2 事業の内容

鳥取砂丘再生会議が行う下記の事業に要する経費を県、鳥取市が各2分の1ずつ負担する。

(1) 砂丘の保全・再生に関する事業

砂丘全域を対象に、年間を通した除草を実施する。特に草が種子を散布する前を重点に実施する。

- ・委託(機械・人力)による除草
- ・ボランティア(団体・個人・観光客等)による除草

(2) 砂丘景観の保全・再生に関する調査研究

鳥取砂丘の自然の姿を再確認し、保全事業にフィードバック・活用するため、学識経験者等で構成する「鳥取砂丘再生会議保全再生部会調査研究会」が調査・研究を実施する。

- ・基礎的調査
- ・砂の動く生きている砂丘再生に向けた調査
- ・景観を改善するための調査

(3) 人材育成に関する事業

「鳥取砂丘大学」を開校し、鳥取砂丘を訪れる観光客等へ砂丘の価値・魅力を伝える鳥取砂丘ガイドを養成する。

・鳥取砂丘の価値や魅力を知っていただくため、砂丘内で「鳥取砂丘ガイド」によるガイド活動を行う。



ボランティア除草の様子



ガイド活動の様子

3 事業の現状及び課題

(1) 現状

ア ボランティア除草 43.2ヘクタール

- ・夏季のボランティア除草を中心に、通年で企業団体による除草活動を実施
平成25年度 2,835人
- ・観光客による除草活動を年間を通して実施
平成25年度 1,880人
- イ 委託(機械・人力)による除草 67.6ヘクタール
- ウ 調査研究
 - ・長期的な砂丘の地形変動
 - ・除草のための調査
 - ・自然の砂の動きと砂丘の成因の調査
 - ・動植物の調査
 - ・景観の改善調査 等
- エ 鳥取砂丘大学を開校、ガイドの養成を図る
 - ・鳥取砂丘ガイド登録状況 43名(平成26年3月31日現在)
 - ・ガイドサポーター登録状況 44名(平成26年3月31日現在)

(2)課題

- ・県民の貴重な財産として鳥取砂丘の景観を保全する取組の輪を広げるよう、引き続き企業団体、地域住民はもとより、観光客による除草活動を拡充していく。
- ・鳥取砂丘ガイドの円滑な運用とスキルアップを図る。

連絡先

生活環境部 砂丘事務所 電話0857-22-0582

参考URL

鳥取県砂丘事務所のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100183>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

06 鳥取砂丘保全事業(養浜)

施策

1 事業の目的

貴重な観光資源である『鳥取砂丘』は、平成17年以前においては冬季風浪や砂の供給源の減少等により浜幅が減少していること(侵食)が確認されたことから、砂丘保全のための継続的なサンドリサイクルに取り組んでいるところ。

2 事業の内容

毎年、鳥取港航路泊地で浚渫した砂を、「鳥取県沿岸の総合的に土砂管理ガイドライン」に基づき、鳥取砂丘沖に投入(サンドリサイクル)し、砂丘の侵食を防止する。

3 事業の現状及び課題

現状において砂丘の侵食防止効果が確認されており、今後も継続的に効果検証を行っていく必要があるが、多額の事業費(毎年 50,000(千円))がかかることから、予算確保が課題となる。



連絡先

県土総務部 空港港湾課 港湾担当 電話0857-26-7312

参考URL

鳥取県空港港湾課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28145>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保

07 山陰海岸世界ジオパークネットワークの推進

施策

1 事業の目的

世界ジオパークネットワークに加盟している山陰海岸ジオパークについて、観光面での活用や認知度向上に繋がる事業等を、山陰海岸ジオパーク推進協議会と連携し官民あげて推進することで、地域の振興を図り、持続可能な地域社会の形成をめざす。

2 事業の内容

<平成27年度における主な取組>

- 1 外国人対応の充実
 - ・ビデオ通訳サービスの活用(ビデオ通訳サービスに加入し、専用タブレットをガイド団体等に貸付)
 - ・アプリを活用した外国語音声ガイドの整備(外国人が多く訪れるスポットを中心に、アプリを活用した動画と外国語の音声案内を整備)
 - ・外国人対応職員の配置(砂丘事務所、山陰海岸学習館)
- 2 旅行商品造成・情報発信・おもてなし対策
 - ・旅行会社への旅行商品造成支援
 - ・県外等への広報宣伝
 - ・鳥取砂丘検定の実施
 - ・山陰海岸ジオウオーク補助金
 - ・鳥取駅・鳥取空港への歓迎看板の掲出
 - ・ジオバイザリースタッフの配置
- 3 ジオパーク活動への支援、調査研究活動支援
 - ・山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金(民間事業者や市町が行うジオパークに関する様々な取組を支援)
 - ・小中学生を対象とした夏休み自由研究講座「ナツヤスミ宿題ラリー」の開催
 - ・山陰海岸ジオパーク調査研究支援補助金
- 4 他地域ジオパークとの連携(隠岐・南紀熊野)
- 5 APGN(アジア大洋州ジオパークネットワーク)山陰海岸シンポジウムの開催
 - 関係機関連絡会の開催
 - 県実施プログラム
 - おもてなし対策
 - ・鳥取駅への看板の設置
 - ・大会期間中の電話通訳サービスの提供
 - ・ガイド・ボランティア研修
 - 一般向けプログラムの実施
 - ・サイエンスカフェ
 - ・一般向けセッション
 - ・学生等のポスター発表会
 - 参加者と住民との交流
 - ・ジオグルメ・物産展
 - ・ステージイベント
 - ファムツアー、マスコミ招致、ツアー造成
6. ロングトレイルの整備推進
 - ・山陰海岸ジオパークロングトレイル推進協議会(仮称)の立ち上げ
 - ・ロングトレイルルートの試行運用
 - ・情報発信(大手アウトドア雑誌との連携イベント)

3 事業の現状及び課題

- 平成26年8月に世界再認定現地審査があり、9月には鳥取市西部地域へのエリア拡大を含めて再認定を受けたが、世界ジオパークネットワークからは、再認定に伴う指摘事項があり、その指摘を踏まえ、平成27年3月までに、拡大エリアの案内看板整備を行っほか、県道等への道路標識整備を実施した。
- また、外国人観光客の受入体制を充実させるため、平成27年9月に開催するアジア太平洋ジオパークネットワーク山陰海岸シンポジウムを契機に、主要施設等におけるWi-Fi環境の整備、ガイドの外国人対応強化など一層の取組を進めていく必要がある。
- 一方で、遊覧船やシーカヤックなど、海のアクティビティを中心に誘客が進んできたところであるが、エコツーリズムへの関心の高さなどを踏まえ、ロングトレイルルートの構築を始めとする新たな自然の楽しみ方を提案していくことが重要である。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 山陰海岸世界ジオパーク推進室 電話0857-26-7637

参考URL

山陰海岸ジオパーク推進協議会のWebサイトより
「山陰海岸ジオパーク」
<http://sanin-geo.jp/>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

08 山陰海岸学習館(山陰海岸ジオパーク拠点施設)

施策

1 事業の目的

山陰海岸ジオパークの魅力や自然の豊かさを体感し、自然環境を大切にしようとする心を育む。

2 事業の内容

山陰海岸ジオパークの魅力を広める普及講座を開催したり、出前講座等を実施して、山陰海岸ジオパークの魅力や自然の豊かさを広める活動を実施した。

- (1) 山陰海岸ジオパークの魅力を広める普及講座の実施
 - ・山陰海岸ジオハイキング 白兔・小沢見コース(6月8日)
 - ・海藻観察に出かけよう!(6月15日)
 - ・磯の観察会(7月19日、26日)
 - ・山陰海岸ジオハイキング 摩尼山、因幡の信仰の山を登る(10月5日)
- (2) 山陰海岸ジオパークの魅力伝える出前講座
 - ・ジオ学習会「小田川・荒金川流域の岩石・地質」講義(11月23日)
 - ・中学校の理科の授業「山陰地方の多様な地形・地質」(米子市立湊山中学校(3月4日))
 - ・中学校の理科の授業「山陰地方の多様な地形・地質」八頭町立船岡中学校(3月18日)
- (3) 山陰海岸ジオパークの魅力伝える野外学習など
 - ・八頭町立安部小学校「全校遠足」講師(4月30日)
 - ・鳥取敬愛高等学校「地学基礎課外授業」(10月9日)
 - ・その他、多数回実施
- (4) その他の取組
 - ・「若鳥丸」県民体験航海山陰海岸所パークコースでの船上からの解説(8月1日、2日)

3 事業の現状及び課題

- (1) 普及講座について
 - ・スタッフの人数等の関係で普及活動の回数や参加者数に限りがある。
 - ・スタッフの専門性を生かした講座を実施しているが、海洋生物の専門家の数が少ないため、海の豊かさを伝える講座の実施が難しくなる。
- (2) 出前授業
 - ・回数は少なかったが、実施した学校については極めて好評であった。このような活動をもっと学校にPRする必要がある。
- (3) 野外学習など
 - ・小学校、中学校の野外活動でジオパーク学習を取り入れる学校が増えてきている。その反面、実施時期が重なることがあり、スタッフのやり繰りに苦慮することもある。
 - ・バスの補助があれば、学校としてはもっと実施しやすい。
- (4) その他
 - ・専門性を生かしたスタッフがもっと活躍できるよう、もっとPRする必要がある。

連絡先

鳥取県立博物館付属 山陰海岸学習館 (鳥取県岩美郡岩美町牧谷1794-4) 電話
0857-73-1445

参考URL

山陰海岸学習館 HP

<http://site5.tori-info.co.jp/~museum/gakusyukan/>

平成27年度 鳥取県環境白書

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

09 三徳山歴史遺産調査事業

施策

1 事業の目的

鳥取県を代表する貴重な文化財の宝庫である三徳山の歴史遺産(文化財)について、三朝町が実施する調査・研究事業に対して支援と協力をを行い、その学術的価値を高めていく。

2 事業の内容

○学術調査等への調査指導及び調査協力

- (1)三徳山自然環境調査
- (2)三徳山発掘調査
- (3)三徳山民俗文化財調査
- (4)三徳山総合調査研究
- (5)三徳山正善院復元整備

3 事業の現状及び課題

世界遺産登録推進に向け、世界的・国際的な観点から、信仰の山の文化的景観として、三徳山がもつ顕著な普遍的価値の証明が求められるところ。修験道など信仰の山としての全体像を明らかにする観点から、国内外の事例との比較研究を進め、適切な課題設定や資産構成について検討することが必要。

自然環境調査として以下のとおり植生調査を実施した。

【植生調査】(兼:三徳山を守る会事業・世界遺産登録推進協議会調査研究部会事業)		
月日	調査内容	備考(結果等)
5月16日	三徳地内(合谷:四本杉周辺)の植生	125種確認
9月5日	三徳地内(国立公園遊歩道)の植生	環境省合同調査
9月9日	三徳地内(国立公園遊歩道)の植生	環境省合同調査
9月26日	三徳地内(樋口谷)の植生	環境省合同調査 181種確認

(2)三徳山発掘調査

正善院の修復に際して焼失前の建物以前の建物跡及び庭園範囲の確認のため、試掘調査を実施した。

その結果、下記のことが判明した。

- ・正善院の敷地造成が中世段階に行われていることが推定されるようになったこと。
- ・庭園の築山が盛土により造形されていることが分かった。
- ・流水が想定されていた谷地形部分は「枯流れ」の可能性が高いことが分かった。
- ・現状の池より広い池の痕跡は確認できなかった。
- ・本堂は、少なくとも過去(江戸時代)に1度火災に遭っていることが裏付けられた。

(3)三徳山民俗文化財調査

民俗文化財調査として以下のとおり石造物等の調査(平成21年度から各年1回実施、平成25年度は第4回)を実施した。

【石造物調査】(兼:三徳山を守る会事業・世界遺産登録推進協議会調査研究部会事業)		
月日	調査内容	備考(結果等)
6月6日	鉄鰐口調査 (神倉、久原、下谷)	享保8年(1723)年をはじめとする3基を確認。 調査者:久保智康氏(京博名誉会員)。
8月1日	石造物調査(三朝温泉街)	温泉街石碑の読解調査21基
8月21日	棟札調査(岩本集落)	享和元年(1716年)を始めとする18枚を確認
10月10日	三朝温泉薬師堂、砂原観音堂安置 仏調査	薬師堂7体、観音堂3体の仏像を調査 調査者:安藤佳香市(県文化財保護審委員)

(4)三徳山総合調査研究

- ・第2集をH26年度末刊行(第1集はH25年度刊行済)

- ①建造物 : 米子高専名誉教授 和田嘉宥氏
- ②自然(植物・植生分布): 鳥取大学教授 永松 大氏
- ③地形 : 鳥取大学教授 小玉芳敬氏

※第1集はH25年度末に刊行済

- ①仏教美術: 前富山大教授 松浦正昭氏
- ②科学分析調査: 奈文研客員教授 光谷拓実氏
- ③山岳修験: 日本山岳修験学会理事 山本義孝氏

(5) 三徳山正善院復元整備

建物復元、庭園修理のための実施設計を行った。

※建築工事、修理工事は、H27～H29年度の予定

連絡先

鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

鳥取県教育委員会文化財課のwebサイトより
「文化財課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=82388>

平成27年度 鳥取県環境白書

- 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

10 三徳山世界遺産登録推進事業

施策

1 事業の目的

世界遺産暫定一覧表記載資産候補として提案書を提出し、継続審議が妥当とされた「三徳山」について、三徳山の持つ顕著で普遍的な価値について、今まで十分とはいえなかった調査研究をすすめるとともに、その魅力を広く知ってもらうための情報発信を行い、世界遺産登録に向けた取組を推進する。

2 事業の内容

世界遺産の観点に基づいた三徳山の調査研究と、その学術的な部分での魅力について認知度アップも目指した情報発信を実施

(1) 調査研究事業

県及び三朝町で調査研究チームを立ち上げ、三徳山の総合的・広域的な調査研究を実施

(2) 普及啓発事業

三徳山の学術的な魅力、調査研究によって得られた知見を講演会や説明会などを通じて積極的に情報発信を実施

3 事業の現状及び課題

世界遺産登録推進に向け、世界的・国際的な観点から、信仰の山の文化的景観として、三徳山がもつ顕著な普遍的価値の証明が求められるところ。修験道など信仰の山としての全体像を明らかにする観点から、国内外の事例との比較研究を進め、適切な課題設定や資産構成について検討することが必要。

第6回三徳山世界遺産登録運動推進協議会調査研究部会を以下のとおり開催した。

日時：平成27年2月25日

内容：

1 報告事項

1) 今年度の調査成果等

- ①三徳山遺跡の発掘調査
- ②三徳山自然環境調査
- ③三徳山民俗文化財調査
- ④三徳山総合調査報告書
- ⑤町指定文化財の追加

2) 調査研究以外の事業

- ①三徳山行者道修理工事
- ②三徳山送水管敷設事業
- ③名勝及び史跡三徳山(正善院)整備事業
- ④三徳山一斉清掃、ウォーク
- ⑤世界遺産登録推進関係
- ⑥国立公園編入記念イベント
- ⑦三徳山休憩舎の整備

2 議事

1) 平成27年度の調査・研究事業について

(2) 普及啓発事業

- ①三徳山一斉清掃(6/14日)
- ②三徳山ウォーク(11/16日)
- ③観光・地域団体、助言団体、行政とのワークショップ実施(10/25～27、3/4)

連絡先

鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

鳥取県中部総合事務所のwebサイトより
「三徳山を世界遺産へ」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=24294>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保

11 鳥取県野外保育促進事業

施策

1 事業の目的

近年、多様な保育・幼児教育が求められ、また、自然体験活動の大切さが見直される中、県土のうち、73%が森という本県の恵まれた環境を活かして、子どもたちが野外活動する機会を得ることは、心身の発達にも大変意義があると考えます。
このことから、以下の取組によって、子どもたちが、鳥取県の「豊かな自然」で“遊びきる”経験を持てる環境を構築する。

- 森のようちえんに係る認証制度の推進
- 既存の保育施設における野外保育・教育の充実
- 「保育・幼児教育」と「自然体験」双方に精通した人材の育成

2 事業の内容

事業名	内容										
鳥取県森のようちえん運営費補助事業	<p>平成27年度創設の「森のようちえんに係る認証制度」において認証された事業者の運営費を一部補助。</p> <p>【補助基準額】 以下の1人あたりの補助単価に基づき、利用児童数に応じた額</p> <p>《児童1人あたり補助月額基準単価》(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用定員区分</th> <th>基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 3~12人</td> <td>27,370</td> </tr> <tr> <td>B 13~18人</td> <td>24,910</td> </tr> <tr> <td>C 19~24人</td> <td>23,500</td> </tr> <tr> <td>D 25人以上</td> <td>22,650</td> </tr> </tbody> </table> <p>【負担割合】 県 2分の1 市町村 任意</p>	利用定員区分	基準単価	A 3~12人	27,370	B 13~18人	24,910	C 19~24人	23,500	D 25人以上	22,650
利用定員区分	基準単価										
A 3~12人	27,370										
B 13~18人	24,910										
C 19~24人	23,500										
D 25人以上	22,650										
自然に学び、遊びきれ、とりこ事業	<p>県内で、野外保育・教育を定期的に行う保育施設にその必要経費を補助 【補助対象】保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育(公立・私立いずれも)、届出保育施設</p> <p>【基準額】 1施設につき440千円 【負担割合】 基準額の3分の1</p>										
野外保育研修事業	<p>保育・幼児教育と自然活動双方に精通した野外保育の担い手を育成するため、全県の保育従事者(森のようちえん含む)を対象とした野外保育の研修会を実施。</p> <p>【研修内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 野外活動事例研修(全県で1回) 野外での保育・教育の方法論及び事例発表 ② 野外活動における安全対策研修(圏域で1回の計3回) 野外での保育・教育における事故防止及び緊急対応 										

3 事業の現状及び課題

県として、野外保育に関して、既存の幼稚園・保育所や森のようちえんへ支援を行うことで、すこやかな子どもの発達を促進している。
また、森のようちえんについては、以下の側面で効果をもたらしている。

- ・ 中山間・過疎地域振興、移住定住の促進
鳥取県の特徴である「豊かな自然」を活かした「森のようちえんまるたんぼう」では、県外からの通園や、移住者も増加している。

連絡先

福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課 電話:0857-26-7150

参考URL

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

12 ふれあい集う森の発見事業(森のいろは塾)

施策

1 事業の目的

広く小学生等を対象にして、試験場研究員の日ごろ培った知識及び技術等を活用して森林内での体験学習、木工教室等を実施し、森林・林業の大切さや、木材の良さへの理解を深める。

2 事業の内容

4つの体験型講座(1. 昆虫の世界を探検／2. 森の木々を調べる／3. 木で染めよう／4. 木工品を作ろう)を林業試験場構内、21世紀の森で実施する。



3 事業の現状及び課題

「2. 森の木々を調べる」講座において、25年度からツリーイング体験を人数を限定して導入したところ、応募者が多数あった。引き続きツリーイング体験も加え、より多くの人に林冠観察を体験していただくこととしたい。

連絡先

農林水産部 林業試験場 森林管理研究室 電話0858-85-6221

参考URL

林業試験場のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=70824>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保

13 とっとりスタイルエコツーリズム「住まうように旅する」推進事業

施策

1 事業の目的

「エコツーリズム国際大会2013in鳥取」実行委員会の活動を継承した県西部圏域のエコツーリズム推進団体に対して、エコツーリズムを中心とした事業に必要な経費の一部を助成する。

2 事業の内容

- エコツーリズム推進団体が行う次の取組を支援。
- 情報発信(WEB・雑誌、県外催事等)
 - 西部圏域連携・商品づくり(圏域内イベントでのPR、観光素材発掘PR、モニターツアーの実施等)
 - 地域啓発(エコツアー啓発セミナー、おもてなし醸成セミナー等)

3 事業の現状及び課題

平成18年に皆生で始まったエコツーリズムの取組は、翌年西部圏域の官民が連携し「大山・中海エコツーリズム協議会」を組織し、主に西部圏域にある素材を題材にした観光プログラムの造成の取組を進めてきた。

平成25年10月には、官民49団体による実行委員会により「エコツーリズム国際大会2013in鳥取」を開催し、国内外に鳥取県の魅力を「住まうように旅する」という新しい観光スタイルの提案によって強くPRすることができた。

引き続き、地域の気運醸成を進めるための活動や、「住まうように旅する」観光商品のビジネスベースでの取り組みに移行させていくことが地域に求められており、現在、圏域の新しいエコツアー開発のためのモニターツアーの実施や啓発セミナーの開催等を継続して行っているところ。

連絡先

西部総合事務所 地域振興局 西部観光商工課 (電話)0859-31-9647

参考URL

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

14 とっとりスタイルエコツアーリズム普及推進事業

施策

1 事業の目的

近年、消費者からは、人や自然とのふれあいなど体験的要素を取り入れ「ニューツーリズム」に対するニーズが高まっている。

また、教育現場においても体験型教育旅行が広く取り入れられている。

このため、ニーズに対応する受入機能の強化や情報発信を積極的に進めていく。

2 事業の内容

(1)メニュー造成、受地整備支援補助金 12,500千円

【ステップアップ型】

事業内容	ニューツーリズムに関する体験型観光メニューの造成や情報発信などの受け地整備を目的とした事業に対する補助
補助額	2分の1(上限500千円)
補助対象事業者	ニューツーリズムに関するメニュー造成や情報発信に取り組む団体、市町村
補助対象経費	体験に必要な器材や消耗品等の購入経費、ガイド養成に要する経費、消耗品等の購入費、ホームページ制作費、プロモーション経費など
補助対象となる取組の具体例	○自然、農林漁業体験メニューの整備 ○スポーツや文化体験メニューの整備 ○情報発信体制の整備 など

【規模拡大型】

事業内容	県外からの団体受入を積極的に進めるため人材育成を核とした体制整備や規模拡大を行う事業に対する補助
補助額	2分の1(上限2,500千円)
補助対象事業者	県外からの団体受入を目指した規模拡大や受入体制の整備に取り組む団体
補助対象経費	コーディネーターの人件費(庶務的事務を行う者の経費は除く)、体験に必要な器材や消耗品等の購入経費、モニターツアー実施経費、プロモーション経費 など
補助対象となる取組の具体例	○自然、農林漁業体験メニューの規模拡大 ○スポーツや文化体験メニューの規模拡大 ○団体ツアーの造成 など

(2)教育旅行誘致 6,825千円

【旅行会社等への売り込み強化】

事業内容	県外の旅行会社や教育旅行関係者への情報発信、売り込みを強化する。
所要経費	3,825千円(鳥取県観光連盟に委託)
取り組みの具体例	○旅行会社等を対象とした視察旅行の開催、プロモーション活動の展開 ○受地整備に向けた県内観光関係者への普及啓発(研修会開催など)

- | |
|--------------------------------------|
| ○教育旅行説明会(関西)開催
○教育旅行誘致専門アドバイザーの配置 |
|--------------------------------------|

【誘致促進のための宿泊費助成】

事業内容	学校教育法に定める学校が、教育活動の一環として行う宿泊を伴い実施する教育旅行について、一人あたり1千円の助成を行う。
所要経費	3,000千円(鳥取県観光連盟に委託)

3 事業の現状及び課題

●平成25年度は、「第30回全国都市緑化とっとりフェア」や「エコツーリズム国際大会2013 in 鳥取」が開催されるなど、鳥取県ならではの「エコツーリズム」や「ニューツーリズム」の基盤整備や情報発信が行われたところであるため、今後、鳥取県が「エコツーリズム」「ニューツーリズム」のメッカとして、県外から多くの団体客を受け入れるためには、個別の体験プログラムの充実とともに、各地域の核となる受入団体の規模拡大と地域内での横の連携促進が必要不可欠である。

●教育旅行の誘致には、慣例的な行き先の変更を促すことになるため、3年後の成果を見据えて地道な誘致活動が必要である。県内に魅力的な体験素材が点在していることを、都市圏駐在の観光プロモーターが学校現場や修学旅行を取り扱う旅行会社を訪問して伝えたり、学校や業界関係者を本県に招き、体験素材を直に見て魅力を感じてもらおう機会の提供等を行っていく。

連絡先

文化観光スポーツ局 観光戦略課 電話:0857-26-7239

参考URL

<http://www.pref.tottori.lg.jp/213172.htm>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保

15 とっとりの豊かな自然と山の魅力発信

施策

1 事業の目的

平成26年に山の日が制定（平成28年施行）され、登山やトレッキング等自然体験活動などのニーズが今後一層高まることが予想される。本県においても、自然公園等の利用や観光誘客に繋げるため、とっとりの山ならではの自然体験の機会を創出、情報発信するとともに、平成28年に控えた大山隠岐国立公園80周年記念に向けた気運醸成を図る。

2 事業の内容

- (1) 山の日制定記念
 - ・山岳アドベンチャーラリーinTOTTORI（大山・氷ノ山等への登山や自然観察会の活動に対しスタンプラリーを実施）
 - ・山歩きの魅力や安全登山、登山文化を考える講座の開催
- (2) 自然体験活動・普及啓発
 - ・氷ノ山みんなで守る登山道（修繕資材の運搬をボランティアで実施）
 - ・三徳山ふれあい自然体験教室
 - ・大山キャリアアップボランティア（登山道修繕資材の運搬をボランティアで実施）
- (3) 気運醸成・保全活動等の支援等
 - ・とっとり自然の豊かさと山の魅力発信事業（団体が実施する普及啓発活動への助成：山の日関連イベント、全国林研研究会鳥取県よなごブレ大会、希少野生動植物の保全活動）
 - ・全国山の日協議会への入会
- (4) 大山隠岐国立公園指定80周年記念に向けた気運醸成
 - ・大山の自然を守り育む活動展の開催
 - ・国立公園大山の魅力向上おもてなし研修
 - ・三徳山魅力発信基盤整備事業（三徳山の環境整備（駐車場、トイレ）に対して支援）

3 事業の現状及び課題

- 県内の主な自然公園地域においては、それぞれ地域の魅力を高める取組が進んでおり、観光誘客へ向け、着実に成果が挙げられている。
 - <氷ノ山>トレイルラン等山岳スポーツ、県立響の森リニューアル など
 - <三徳山> 大山隠岐国立公園の編入、記念イベントの開催 など
 - <大山> 開山1300年祭、ジャパンエコトラックルートの認定 など
- 一方で、鳥取県の緑豊かな自然は全国的な知名度はまだ低く、観光誘客等により交流人口の拡大を図るためにも、山の日制定などを契機に、全国に向け積極的な情報発信に努めていく必要がある。
- また、県民に対しても、身近な自然を楽しむことのできる環境づくりを推進し、自然と共生できるマナーなどの普及啓発も併せて求められている。

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200

参考URL

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

16 船上山少年自然の家・大山青年の家[再掲]

施策

1 事業の目的

青少年を船上山や大山の自然に親しませ、自然の中での集団宿泊訓練等を通じて健全な育成を図る。

2 事業の内容

キャンプ、ハイキング、カヌー、スキー、星座観察など、施設が行う主催事業

3 事業の現状及び課題

利用者数の7～8割が児童・生徒であり、少子化により児童・生徒数が年々減少する中、今後、全体利用者数を増やすため、年齢層を拡げたプログラムを検討する必要がある。

その他

平成26年度開催事業一覧

○船上山少年自然の家

事業名	期日	対象	募集	概要
船上山さくら祭り	4月26日(日)	一般	1000名程度	船上山の万本桜に囲まれて家族や友達と楽しい1日を過ごしましょう！
スキルアップセミナー	5月9日(土)～10日(日) 5月23日(土)～24日(日)	大学生など	各30名	学生対象のボランティア育成講座
ロッククライミング&ツリーイング教室	6月13(土)～14日(日)	小学5年生～中学生	16名	船上山の屏風岩にチャレンジ！自分の力で30メートルの岩壁を乗り越えよう。木登り体験もできるよ！
ちっちゃい探検隊(1)	6月27日(土)～28日(日)	小学1年生～3年生	48名	野山を駆けめぐりワクワクするちっちゃい冒険にチャレンジ！
English camp in Senjyo mountain	8月11日(火)～12日(水)	小学4年生～中学生	48名	船上山が外国に？話す言葉は英語のみ！ALTの先生との活動を楽しみながら、英語の力が身につく！
ファミリーキャンプ	9月12日(土)～13日(日)	小・中学生とその家族	16家族	ダム湖活動・谷川探検などの親子選択活動・野外炊飯などの活動を親子で体験。親子で船上山を満喫！
ハートフルキャンプin 船上山	10月20日(火)～21日(水)	各校の不登校傾向、教育支援センターに通う小・中学生と職員、保護者一般	40名	大自然の中で心をリフレッシュ！船上山や近隣の農家で自然や人とのふれあいを通じて、明日への活力へとつなげよう！
ちっちゃい探検隊(2)	11月7日(土)～8日(日)	小学1年生～3年生	48名	家族と離れてドキドキしながら秋の野山を駆けめぐり、ワクワクするお泊りでちっちゃい冒険にチャレンジ！
船上山アカデミー	12月26日(土)～28日(日)	小学3年生～中学生	50名	遊びも勉強も先生の卵(大学生)に何でも聞いてどんどん力をつけよう！冬休みの宿題対策はこれで決まり！！
船上山ウィンターフェスティバル	1月30日(土)～31日(日)	小学4年生～中学生	60名	銀世界の中で雪遊び。ソリ遊びや歩くスキー・スノーシューハイキングなど、好きな

ル(1)				活動を自由に選んで冬の船上山を満喫！
船上山ウインターフェスティバル(2)	2月20日(土)～21日(日)	小中学生とその家族	60名	銀世界の中で雪遊び。ソリ遊びや歩くスキー・スノーシューハイキングなど、好きな活動を自由に選んで冬の船上山を満喫！
ちっちゃい探検隊(3)	3月5日(土)～6日(日)	小学1年生～3年生	48名	家族と離れてドキドキしながら、早春の野山をかけめぐり、ワクワクするお泊りでちっちゃい冒険にチャレンジ！

○大山青年の家

事業名	期日	対象	募集	内容・目的
春の親子フェスティバル	4月26日(日) 日帰り	どなたでも	定員なし	様々な体験コーナーや親子で楽しめるゲームがたくさんあります。休日のひとときを青年の家で楽しみましょう！
親子エンジョイカヌー	1:5月9日(土) 2:5月10日(日) 両日とも日帰り	小学生以上の親子	両日 各60名	伝説の赤松の池で、親子でカヌーの基礎や楽しみ方を学びましょう！
大山ファミリー登山	5月23日(土) 日帰り	小学3年生以上の家族	50名	家族で励まし合って大山山頂を目指します。新緑の大山で様々な発見がありますよ。
在学青年交歓のつどい	6月13日(土)～14日(日)	高校生・専門学校生・大学生	20名	地域に根ざしたボランティアを育成します。
自然体験活動実践道場(指導者養成講座)	5月31日(日)	県民一般	100名	大山青年の家のプログラムを体験し、今後の活動に役立てよう！
青年の出会い	6月6日(土)～7日(日)	成人	50名	大山山開きに参加し、大山の歴史や魅力を見つけましょう。
大山防災キャンプ	8月29日(土)～29日(日) 1泊2日	小学生以上の親子	100名	テント設営、野外炊事、キャンプファイヤー、カヌー等、親子でいきいき体験活動！
生涯学習実践道場	7月10日(金) 日帰り 7月10日(金)～11日(土)	成人	100名	生涯学習実践者の発表を聞き、今後の生涯教育の実践に役立てましょう。
大山体感実践道場(写真・絵画・漫画)	7月12日(日)	小学生以上	120名	写真、絵画の基礎を学び、自然を題材にした作品づくりに挑戦してみましょう。
大山わくわく探検隊	7月27日(月)～31日(金) 4泊5日	小学5年生～中学生	36名	大山山頂小屋宿泊、阿弥陀川沢登りなど大山をステージとした長期キャンプ。
はじめての冒険(低学年)(1)	9月12日(土)～13日(日) 1泊2日	小学1年生～2年生	36名	小学校低学年を対象にした初心者向けのキャンプ。
秋祭り	10月18日(土)～10月19日(日) 日帰り又は1泊2日	どなたでも (1泊2日は100人程度)	定員なし	青年の家を県民の方に開放します。様々なゲームや体験コーナーを楽しんでください。
はじめての冒険(低学年)(2)	9月26日(土)～27日(日) 1泊2日	小学1年生～2年生	36名	小学校低学年を対象にした初心者向けのキャンプ。
親子でお泊り会	①11月21日(土)～22日(日) ②11月28日(土)～29日(日) ③12月5日(土)～6日(日)	①家族 ②お母さんと一緒 ③お父さんと一緒	各24家族まで	お父さんと一緒、お母さんと一緒、家族と一緒にのお泊り会をしてみましょう。
親子エンジョイスキー	1:1月16日(土) 2:1月17日(日) 両日とも日帰り	小学1～4年生の親子	各100名	青年の家特設ゲレンデでスキーの基礎を学び、親子で楽しめます。初心者大歓迎です。
歩くスキーのつどい	2月6日(土)～7日(日) 1泊2日	成人 小学4年生以上	50名 50名	クロスカントリースキーの基礎を学び、冬の大山をツーリングして楽しめます。アニマルトレッキングも楽しいよ！

連絡先

鳥取県教育委員会事務局 社会教育課 電話0857-26-7519
県立船上山少年自然の家 電話0858-55-7111
県立大山青年の家 電話0859-53-8030

参考URL

鳥取県立船上山少年自然の家のwebサイトより
「鳥取県立船上山少年自然の家」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=37749>

大山青年の家のwebサイトより
「大山青年の家」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4308>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 5-4 人と自然とのふれあいの確保

17 氷ノ山自然ふれあい館響きの森[再掲]

施策

1 事業の目的

氷ノ山自然ふれあい館において、国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提供するとともに、自然を大切にすることを心をはぐくんでいく。

2 事業の内容

県内の児童等を対象として、自然観察会、創作体験、スキー等野外活動などを通じて、氷ノ山の豊かな自然を発信するとともに、各種の参加型催事を開催し、幅広い世代を対象として響きの森への集客を図る。

特に、平成27年4月、展示内容をリニューアルして再オープンすることを積極的にPRし、氷ノ山地域の活性化に繋げていく。

《“響の森”の役割》

■国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提供するとともに、自然を大切にすることを心をはぐくむことを目的として、地域経済への波及効果、地域活性化を図る。

■「観光客誘致による地域経済への貢献」、「交流人口の増加による地域活性化」「自然環境教育プログラムの充実」という視点から、幅広い世代を対象とした各種参加型催事の開催と自然体験プログラムの提供を通じ氷ノ山の魅力を発信する。

■「自然環境教育」「ツーリズム」「氷ノ山地域の情報発信(ビジターセンター)」の拠点施設としての機能強化を図る。

《リニューアルの方向性》

○自然環境教育の推進施設

地域活性化のために来訪者を増やし、地域の経済波及効果を高めます。

○ツーリズムの受入施設

総合的なプログラムで魅力を伝え、誘客します。

○氷ノ山地域の情報受発信(ビジターセンター)施設

豊かな自然と歴史の魅力を収集し、提供します。

《施設リニューアル概要》

1階

エントランスホール …来訪者へお得情報やリアルタイム情報を受発信

[新]低学年向け体験コーナー …自然界のつながりや仕組みを遊びながら学ぶ体験型展示

[新]自然体験・創作体験スペース …創作体験専用スペースで様々なプログラムを提供

[新]自然展示室 …フィールドに結びつく「学び」のあるフレキシブルな展示

[新]標本ラボ …スタッフが標本を製作・収集し、展示の充実と体験学習に活用

[新]多目的スペース …団体の受入、企画展示に幅広く対応

森のジオラマ …氷ノ山のブナ林を再現、自然観察プログラム等に活用

イーグルスカイシアター …氷ノ山のブナ林を再現、自然観察プログラム等に活用

2階

[新]自然情報室 …スタッフの手作り展示を充実、来館者との体験交流に活用

3 事業の現状及び課題

○平成27年度イベント内容 【詳しくはホームページ等で確認】
響きの森ホームページ <http://www.hibikinomori.gr.jp/>
〈イベント情報〉 <http://www.hibikinomori.gr.jp/eventmonth.html>

◆リニューアル記念行事の実施概要

- ・日時 平成27年4月25日(土)午前10時30分から11時
- ・場所 響の森 エントランスホール
- ・内容 オープニングアトラクション、来賓祝辞、
テーブルカット、くず玉割り など

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200
氷ノ山自然ふれあい館 響の森 電話0858-82-1620

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312>

氷ノ山自然ふれあい館のwebサイトより
<http://www.hibikinomori.gr.jp/>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

18 森と海の交流体験プロジェクト

施策

1 事業の目的

県民が森と海とのつながりについて学びながら交流することにより、上下流や地域の絆を深めるとともに、グリーンツーリズムの推進を図る。

2 事業の内容

林業・漁業関係者のほか、地域住民やボランティア団体等広く県民の参加を募り、栄養分に富む良質で豊富な水を海へ供給する水源林の整備や海岸清掃等を通して、森と海の間について学びながら交流する取組を支援する。

【取組事例】

- (1) 水源林や海岸林における植栽、間伐等の森林整備活動
- (2) 海岸清掃
- (3) 参加者への海産物・林産物の提供
- (4) 森林での自然観察や漁船での網揚げ見学などを通じた子どもたちの相互交流
- (5) 適切な森林整備が海への恩恵をもたらすことなどを学ぶ自然環境学習会 など

3 事業の現状及び課題

- 平成25年5月に、本県において第64回全国植樹祭が開催され、環境先進県「とっとり」の活動を県内外に発信した。
- これを契機に、県民、企業、ボランティア等が環境保全活動に取り組む県民運動について更なる展開を図ることとしている。
- 森林を適切に整備することで、豊富な水や栄養分が川を下り、水質浄化や水産物の増加など海に豊かな環境をもたらすことについて県民への理解を促すとともに、その活動に広く県民も参加することでグリーンツーリズムの推進を図る。

連絡先

農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課 電話:0857-26-7335

参考URL

鳥取県森林・林業振興局のwebサイトより
「森と海の交流体験プロジェクト」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/236879.htm>

平成27年度 鳥取県環境白書

5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
5-4 人と自然とのふれあいの確保

19 ふるさとまちづくり支援事業(県民と協働する川づくり)

施策

1 事業の目的

県内の中山間地の河川においては、河岸や水みちが良好な環境を形成し、多様な生物が生息しているなど、ふるさとの原風景を感じさせる空間が残っているものの、河川環境を保全するための活動を支援、協働する仕組みがないため、恵まれた地域特性が放置されたままとなっている。

このため、地域住民等が参画し、河川を地域活動の場とするまちづくりを支援することにより、良好な河川空間を再生・維持させるとともに、鳥取県らしい自然との共生社会を実現する。

2 事業の内容

平成25年度から平成26年度にかけて、モデル的に事業を実施した曳田川(鳥取市河原町西郷地区)の効果検証を実施する。

3 事業の現状及び課題

- 西郷地区では、恵まれた地域特性を活かし、カジカ蛙及び蛍の学習会や河川美化活動を実施するなど、地域住民自らが河川環境保全の取組を積極的に行っている。
- しかし、河川管理施設の整備や危険箇所での伐木などは、地域住民では対応が困難であり、これらを支援し、住民と協働で良好な河川空間を再生・維持することが望まれている。
- 平成25年度から平成26年度にかけて、水際へのアプローチ施設や散策道、景観上支障となる立木の伐採など、地域住民だけでは対応できない作業を支援した。
- 地域住民等による河川環境保全の取組を支援することにより、県民自らが環境保全に行動する「とっとりグリーンウェイ」が進められるよう、曳田川をモデルとした取組が県内各河川へ広く浸透していくよう推進することが必要である。

連絡先

県土整備部 河川課 企画担当 電話0857-26-7374

参考URL